

(2023年度版)

いつまでも住みなれたまちで自分らしく生活するために

介護保険

福祉・保健

サービス利用のてびき



三原市

介護保険のしくみ 1～5

介護保険の加入者	1
保険料の決め方と納め方	2
保険料を滞納すると	4
介護保険証の交付	5
介護保険負担割合証の交付	5

介護保険サービスを利用するには 6～10

申請からサービス利用までの手順	6
要支援・要介護状態のめやすと居宅サービスの利用限度額	8
利用者負担を軽くする制度	9

高齢者相談センター（地域包括支援センター） 11～12

居宅介護支援事業所 13～14

介護保険で利用できるサービス 15～39

自宅で利用するサービス	15
施設に通って利用するサービス	19
施設を利用するサービス	22
地域密着型サービス	25
施設に入所するサービス	31
高齢者向けの住まい（介護保険以外）	33
在宅介護の環境を整えるサービス	34
1 福祉用具貸与	34
2 福祉用具購入費の支給	36
3 住宅改修費の支給	38

介護保険の相談・苦情があるときは 40

介護予防・日常生活支援総合事業 41～47

元気高齢者のサービス 48～49

認知症事業 50～53

介護保険以外の在宅福祉サービス 54～55

保健サービス 56～59

- (1) 健康増進事業 56
- (2) その他の健康増進事業 58

障害者の福祉について 60～70

- (1) 手帳 60
- (2) 手当 61
- (3) 医療 62
- (4) 福祉サービス 63
- (5) 補装具・日常生活用具の給付・貸与 69
- (6) 身体障害者訪問入浴サービス 70

その他の福祉施策・制度 71～74

- (1) 原爆被爆者の援護について 71
- (2) 新たな難病医療費助成制度について 73

三原市社会福祉協議会の事業・サービス 74～76

成年後見制度 77

三原市シルバー人材センター 78

医療保険（国民健康保険） 79～83

- (1) 医療保険の種類 79
- (2) 国保に加入する人 79
- (3) こんなときには届出を 80
- (4) 国保の給付 81
- (5) 高額療養費 82
- (6) 特定疾病療養受療証 83

後期高齢者医療制度 84～85

- (1) 後期高齢者医療制度とは 84
- (2) 対象となる人 84
- (3) 被保険者証の交付 84
- (4) 保険料の決め方と納め方 84
- (5) こんなときには届出を 84
- (6) 医療給付の支給手続 85

避難行動要支援者避難支援事業について 86～87

介護保険のしくみ

介護保険制度は、介護が必要となった高齢者が、いつまでも住み慣れたまちで安心して生活できるよう、介護の負担を社会全体で支え合う社会保険のしくみです。

40歳以上の人が入会者（被保険者）となって保険料を納め、介護が必要となったときには「費用の一部（原則として1割，2割または3割）」を支払って介護サービスが利用できるようになっており、三原市が運営しています。

介護保険の加入者

被保険者が年齢によって分かれています。

●65歳以上の人（第1号被保険者）

寝たきりや認知症などで入浴，排せつ，食事などの日常生活動作について常に介護が必要である人や，食事や身支度などの日常生活に支援が必要であると認められた人は，介護保険のサービスを利用することができます。



●40歳から64歳までの医療保険に加入している人（第2号被保険者）

初老期における認知症，脳血管疾患などの病気（特定疾病）によって介護や支援が必要であると認められた人は，介護保険のサービスを利用することができます。

次の16種類の特定疾病が，介護保険の対象になります。



特定疾病

●がん

（医師が一般に認められている医学的知見にもとづき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限り）

●関節リウマチ

●筋萎縮性側索硬化症

●後縦靭帯骨化症

●骨折を伴う骨粗鬆症

●初老期における認知症

●進行性核上性麻痺，

大脳皮質基底核変性症

およびパーキンソン病

●脊髄小脳変性症

●脊柱管狭窄症

●早老症

●多系統萎縮症

●糖尿病性神経障害，糖

尿病性腎症および糖尿

病性網膜症

●脳血管疾患

●閉塞性動脈硬化症

●慢性閉塞性肺疾患

●両側の膝関節または股

関節に著しい変形を伴

う変形性関節症

保険料の決め方と納め方

介護保険は、公費と40歳以上の方が納めた保険料を財源に運営しています。国・県・市が50%，40歳から64歳までの人が27%，65歳以上の方が23%を負担しています。

●65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料

【保険料の決め方】

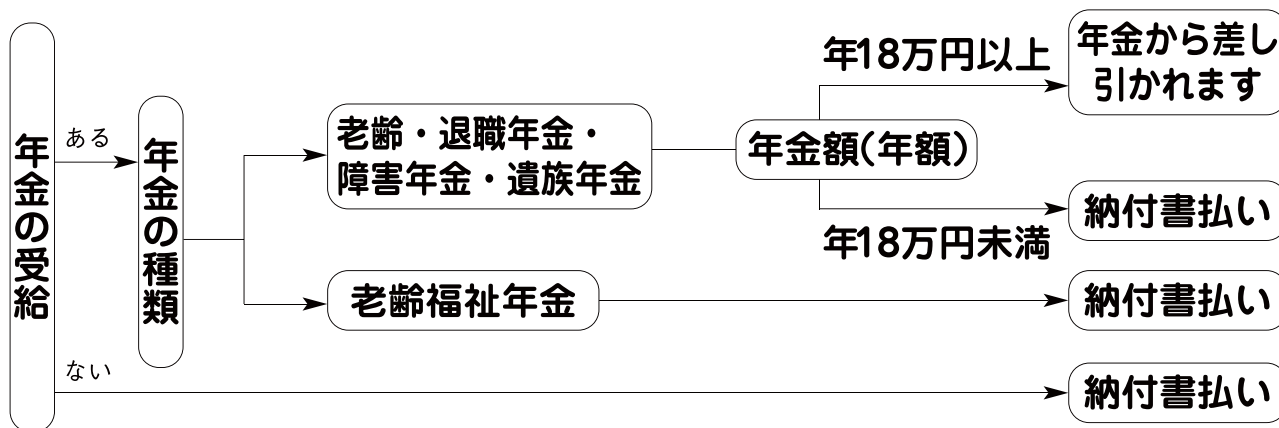
三原市の介護保険にかかる費用の総額（利用者負担分を除く）の約23%分に
応じて、65歳以上の方の保険料基準額が決まります。

$$\text{保険料基準額（年額）} = \frac{\text{介護保険にかかる費用のうち第1号被保険者負担分}}{\text{第1号被保険者数}}$$

その基準額を第5段階とし、低所得の人に重い負担とならないよう所得段階別の保険料を決めています。

【保険料の納め方】

年金から差し引かれる方法（特別徴収）と納付書・口座振替で納める方法（普通徴収）があります。



第1号被保険者としての保険料は、65歳の誕生日の前日の属する月から対象になります。

年金から差し引かれる人は、年金を受け取る月（4月・6月・8月・10月・12月・2月）に天引きされます。

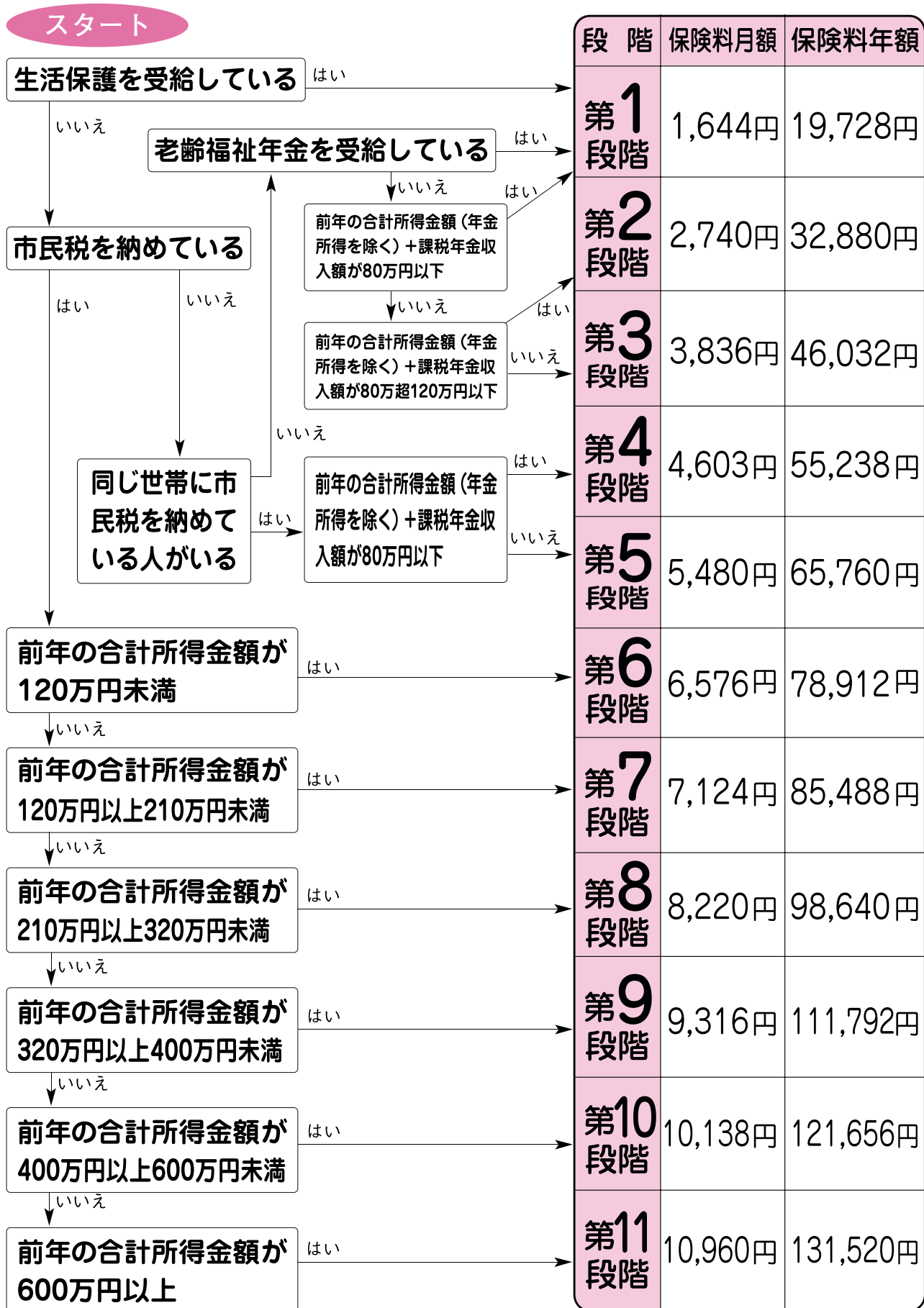
納付書で納める人は、市役所から納付書が送られてきますので、指定の金融機関等で納めます。納付月は、7月～翌年2月の年8回です。

納付書で納める人には、自分の口座から振替納付できる「口座振替制度」の利用をお勧めします。

※年金額が年額18万円以上でも、次の場合は年金から差し引かれないことがあります。

- ・年度の途中で65歳になったとき
- ・年度の途中で他の市町村から転入したとき
- ・年度の途中で保険料が変更になったとき など

《あなたの保険料》



●40歳から64歳までの人(第2号被保険者)の保険料

40歳から64歳までの人の保険料は、加入している医療保険の算定方法により決められます。納め方は、医療保険料(税)と一括して納めます。

国民健康保険に加入している場合

【保険料の決め方】

保険料は、国民健康保険税の算定方法と同様に世帯ごとに決められます。所得割(所得に応じた計算)、均等割(加入者数に応じた計算)、平等割(一世帯あたりいくらかと計算)を組み合わせで計算します。保険料の半分を国・県が負担します。

【保険料の納め方】

国民健康保険税として世帯主が世帯員分を納めます。

職場の健康保険や共済組合に加入している場合

【保険料の決め方】

医療保険ごとに設定される介護保険料率と給与(標準報酬月額)および賞与(標準賞与額)に応じて決められます。

保険料や掛金の半分以上を事業主または地方公共団体が負担します。

【保険料の納め方】

医療保険料と介護保険料を合わせて、給与および賞与から差し引かれます。保険料や掛金は、被扶養者の分も含まれます。

保険料を滞納すると



納期限から
1年以上
滞納した場合

- 介護保険サービスを利用したとき、いったん利用料の全額を自己負担することになります。後から市に申請して9割分、8割分または7割分が払い戻しされるようになります。



納期限から
1年6か月以上
滞納した場合

- 払い戻しされる9割分、8割分または7割分の支払いが、一時的に差し止められます。それでも納付しない場合、差し止めしている保険給付の額から滞納保険料を差し引く場合があります。



納期限から
2年以上
滞納した場合

- 介護保険料を滞納している期間に応じて、自己負担が1割または2割の人は3割、3割の人は4割に引き上げられます。また高額介護サービス費や特定入所者介護サービス費の支給が受けられなくなります。

ご相談を……災害などの特別な事情で、一時的に介護保険料が納められなくなったときは、保険料の減免や徴収猶予を受けられる制度があります。詳しくは、市役所市民税課にご相談ください。(電話0848-67-6030)

介護保険証の交付

65歳になったら保険証が交付されます

(一)

介護保険被保険者証	
被 保 険 者	番号 ● 住所 ● フリガナ 氏名 見本 生年月日 性別
交付年月日	
保険者番号並びに保険者の名称及び印 342048 〒723-8601 広島県三原市港町3丁目5番1号 広島県 三原市 電話 (0848) 67-6240	

65歳になった人（第1号被保険者）には、市役所から介護保険被保険者証が交付されます。

- 保険証の番号を別に控えておきましょう
- 住所、氏名、生年月日などに誤りがないか確認しましょう
- 裏面の注意事項をよく読みましょう

※40歳から64歳までの人（第2号被保険者）は、要介護認定の申請をして認定結果が出た場合に、保険証が交付されます。

保険証はこんなときに必要です

- 要介護（要支援）認定を申請（更新）するとき
- 介護（介護予防）サービス計画の作成を依頼するとき
- 介護（介護予防）サービスを利用するとき

介護保険負担割合証の交付

利用者負担は所得により 1割, 2割または 3割です

介護保険負担割合証	
交付年月日	
被 保 険 者	番号 住所 見本 フリガナ 氏名 生年月日 性別
利用者負担の割合 適用期間	
開始年月日 終了年月日 開始年月日 終了年月日	
保険者番号並びに保険者の名称及び印 342048 広島県 三原市	

要支援、要介護の認定を受けたら、利用者負担の割合（1割、2割または3割）が記載された介護保険負担割合証が交付されます。

本人の合計 所得金額	同一世帯の第1号被保険者の年金収入 + その他の合計所得金額		負担 割合
160万円未満			1割
160万円以上 220万円未満	単身 280万円, 2人以上 346万円	未満 以上	
220万円以上	単身 340万円, 2人以上 463万円	未満 以上	2割 3割

※1 「合計所得金額」とは、収入から公的年金控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額。土地等の売却等により長期譲渡所得・短期譲渡所得の特別控除額がある場合は、合計所得金額から特別控除額を控除して得た額とする。
 ※2 「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から年金収入にかかる雑所得を除いた額。
 ※3 第2号被保険者、市町村住民税非課税者、生活保護受給者は上記にかかわらず1割負担。

介護サービスを利用するには

申請からサービス利用までの手順

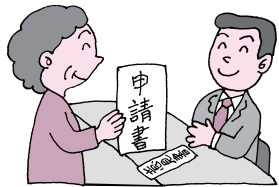
介護サービスを利用するためには、まず申請して要介護(要支援)の認定を受けるか、基本チェックリスト等により生活機能の低下がみられることが必要です。

1 申請をします

本人または家族などが市役所・各支所で「要介護認定」の申請をします。居宅介護支援事業者や高齢者相談センター等に代行してもらうこともできます。

申請のときには、介護保険証と主治医の意見書（既にお持ちの場合）を提出しましょう。

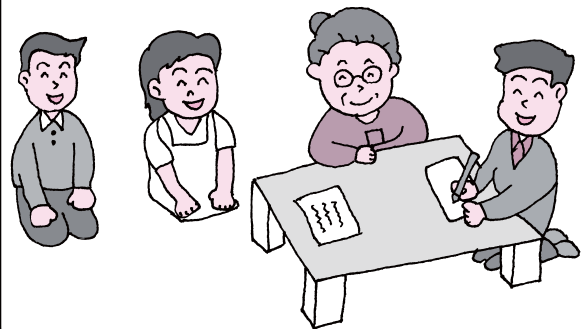
65歳以上で、心身機能の低下が軽度で訪問型サービス・通所型サービスのみを希望される人は、P41～47をご覧ください。



2 心身の状態を調査します

●訪問調査

調査員が自宅や施設におうかがいして、本人や家族から聞き取り調査を行います。



8 更新の申請

引き続きサービスを利用したい場合には、有効期間が終了する前に、更新の申請をしましょう。

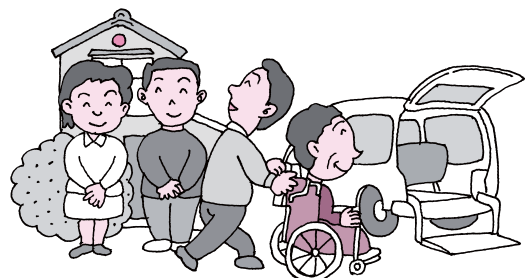
有効期間終了の60日前から申請できます。

※認定期間中に、心身の状態が悪くなったり、必要とされる介護の状況が変わったときは、変更の申請ができます。
(区分変更申請)



7 サービスを利用します

- サービス事業者と契約を結び、ケアプランにもとづいてサービスを利用します。
- 原則として費用の1割、2割または3割が利用者の負担となります。



ケアマネジャー（介護支援専門員）とは…

利用者に適したケアプランの作成や施設選びなどを行って
くれる幅広い介護知識をもった専門家です。ケアマネジャー
は居宅介護支援事業所等に所属しています。



3 どのくらい介護 が必要か審査・ 判定します

● 審査・判定

訪問調査の結果や主治医の意見書
をもとに、介護認定審査会が、どの
くらい介護が必要かなどを審査・判
定します。



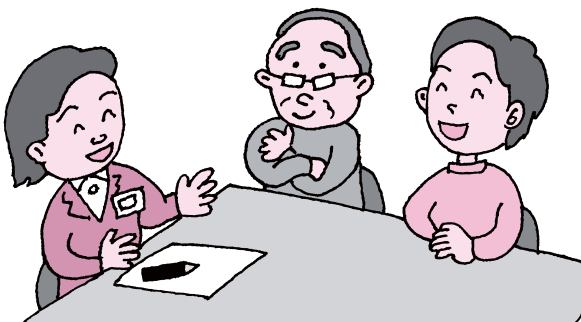
4 認定結果の 通知が届きます

原則として申請から30日以内に認
定結果が通知されます。



6 ケアプランを 作ります

ケアマネジャーなどと自宅等で
相談して、本人の希望や状態に応
じた介護（介護予防）サービス計
画（ケアプラン）を作ります。



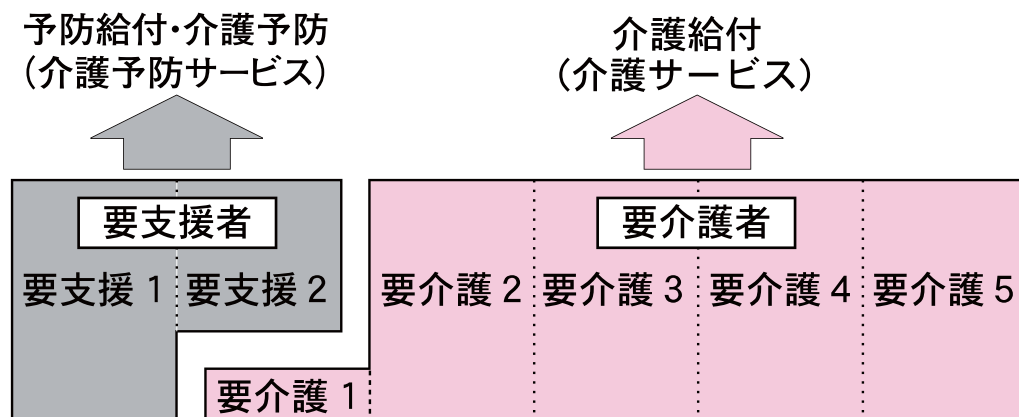
5 サービスを 選びます

- 非該当の人は介護予防・日常生活
支援総合事業が利用できます。
(P41～47をご覧ください)
- 要支援1・2の人は、介護予防サー
ビス又は介護予防・日常生活支
援総合事業を利用できます。
(P41～47をご覧ください)
- 要介護1～5の人は、居宅サービ
スか施設サービスが利用できま
す。

要支援・要介護状態のめやすと居宅サービスの利用限度額

介護状態区分	心身の状態の例	居宅サービスの利用限度額*(1月)	自己負担(一割の場合)
要支援1	基本的な日常生活は、ほぼ自分で行うことができるが、要介護状態にならないように何らかの支援が必要。	5万320円	5,032円
要支援2	要支援1の状態より基本的な日常生活を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要。	10万5,310円	1万531円
要介護1	立ち上がり・歩行などに不安定さがみられ、排せつ・入浴・食事などに一部介助が必要な状態。	16万7,650円	1万6,765円
要介護2	立ち上がり・歩行などが自力でできない場合が多く、排せつ・入浴・食事などに一部介助又は全介助が必要な状態。	19万7,050円	1万9,705円
要介護3	立ち上がり・歩行などが自力ではできず、排せつ・入浴・食事などに全面的な介助が必要な状態。	27万480円	2万7,048円
要介護4	排せつ・入浴・洗顔・つめきり・衣服の着脱などに全面的な介助が必要な状態。意思の疎通ができない場合もある。	30万9,380円	3万938円
要介護5	生活全般にわたって全面的な介助が必要な状態。意思の伝達がほとんど又は全くできない場合が多い。	36万2,170円	3万6,217円

※ 居宅サービスは要介護度別に、介護保険から給付される上限額が決められています(上表)。限度額内でサービスを利用した場合の利用者負担額は1割、2割または3割ですが、限度額を超えるサービス利用の場合は、超えた額のすべてが利用者の負担となります。



非該当

介護保険のサービスは利用できませんが、市が実施する介護予防・日常生活支援総合事業が利用できる場合があります。(P41)

利用者負担を軽くする制度

◎利用者負担が高額になったときの一部払戻し (高額介護サービス費, 高額介護予防サービス費相当事業)

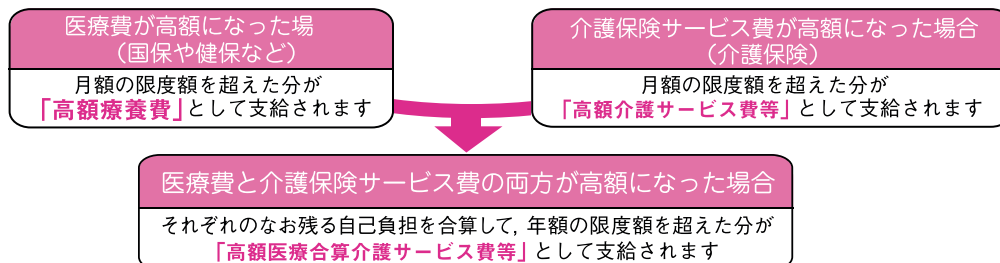
介護保険サービスを利用して1か月の自己負担額が一定の限度額を超えたときには、申請によりその超えた額が払い戻されます。(同じ世帯に複数の利用者がある場合には、世帯の合計額となります。)

第1段階	①生活保護の被保護者	①個人 15,000円
	② 15,000円への減額により生活保護の被保護者とならない場合 (境界層該当者)	②世帯 15,000円
	③市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者	③世帯 24,600円 個人 15,000円
第2段階	市町村民税非課税世帯で(公的課税年金等収入金額+その他の合計所得金額)が80万円以下	世帯 24,600円 個人 15,000円
第3段階	市町村民税非課税世帯 24,600円への減額により生活保護の被保護者とならない場合 (境界層該当者)	世帯 24,600円
第4段階	市町村民税課税世帯のうち第5段階に該当しない者	世帯 44,400円
第5段階	課税所得380万円未満	世帯 44,400円
	課税所得380万円以上690万円未満	世帯 93,000円
	課税所得690万円以上	世帯 140,100円

※居宅・施設利用分ともに適用されます。※食費, 居住費などは対象となりません。

◎「医療」と「介護」の自己負担額をさらに軽減します (高額医療合算介護サービス費, 高額医療合算介護予防サービス費相当事業)

みなさんの自己負担額を軽減するために同じ世帯で医療費と介護保険サービス費の両方の自己負担額が高額になった場合に、両方の制度の自己負担限度額を適用したうえで、それぞれの自己負担額を合算し、定められた年額の限度額を超えた分が「高額医療合算介護サービス費等」として支給されます。



◆高額医療・高額介護合算制度の利用者負担限度額 (年額 / 8月～翌年7月)

所得 (基礎控除後の総所得金額等)	70歳未満の 人がいる世帯	所得区分	70～74歳の 人がいる世帯	後期高齢者医療制度で 医療を受ける人が いる世帯
901万円超	212万円	課税所得690万円以上	212万円	212万円
600万円超901万円以下	141万円	課税所得380万円以上	141万円	141万円
210万円超600万円以下	67万円	課税所得145万円以上	67万円	67万円
210万円以下	60万円	一般	56万円	56万円
市町村民税非課税世帯	34万円	低所得者Ⅱ	31万円	31万円
		低所得者Ⅰ*	19万円	19万円

※低所得者Ⅰ区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合は、限度額の適用方法が異なります。

●毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます。

◎低所得の人への食費・居住費(滞在費)の負担軽減

所得の低い人の施設利用が困難にならないよう、所得の段階(利用者負担段階)に応じて、食費と居住費(滞在費)の負担が軽減されます。

対象となる介護サービスは、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、短期入所生活介護(ショートステイ)、短期入所療養介護(医療型ショートステイ)です。

負担限度額の認定を受けるためには、高齢者福祉課・各支所に申請が必要となります。

下記の受給要件に当てはまっても、④、⑤のいずれかに該当する場合は軽減の対象になりません。

④住民税非課税世帯であっても、配偶者が住民税課税の場合

⑤住民税非課税世帯(世帯分離している配偶者も非課税)でも、預貯金などが次の金額を超える場合

- ・第1段階で預貯金などが単身 1,000 万円, 夫婦 2,000 万円
- ・第2段階で預貯金などが単身 650 万円, 夫婦 1,650 万円
- ・第3段階①で預貯金などが単身 550 万円, 夫婦 1,550 万円
- ・第3段階②で預貯金などが単身 500 万円, 夫婦 1,500 万円

負担限度額(日額)

利用者負担段階区分		住居費等					食費		
		ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室		多床室		施設サービス	短期入所サービス
				特養等	老健等	特	老		
第1段階	市民税非課税世帯で生活保護被保護者・老齢福祉年金受給者	820円	490円	320円	490円	0円	300円	300円	
第2段階	市民税非課税世帯で合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額の年額が80万円以下の人	820円	490円	420円	490円	370円	390円	600円	
第3段階	第3段階① 市民税非課税世帯で合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額の年額が80万円超120万円以下の人	1,310円	1,310円	820円	1,310円	370円	650円	1,000円	
	第3段階② 市民税非課税世帯で合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額の年額が120万円超の人	1,310円	1,310円	820円	1,310円	370円	1,360円	1,300円	
第4段階	市民税課税世帯の人(基準費用額)	2,006円	1,668円	1,171円	1,668円	855円 377円	1,445円	1,445円	

※ 基準費用額は、補足給付の基準額として平均的な食費・居住費について国が定めた額です。

※ デイサービス、デイケア、グループホーム、小規模多機能型居宅介護の食費と居住費(滞在費)については軽減制度はありません。

◎生計困難な人及び生活保護の受給者に対する利用者負担の軽減(社会福祉法人等による軽減)

社会福祉法人が行う「特別養護老人ホーム」に入所する場合や、「訪問介護」、「通所介護」、「短期入所サービス」などの介護(介護予防)サービス等を利用する人で、要件を満たす人は利用料・食費・居住費の負担が軽減されます。

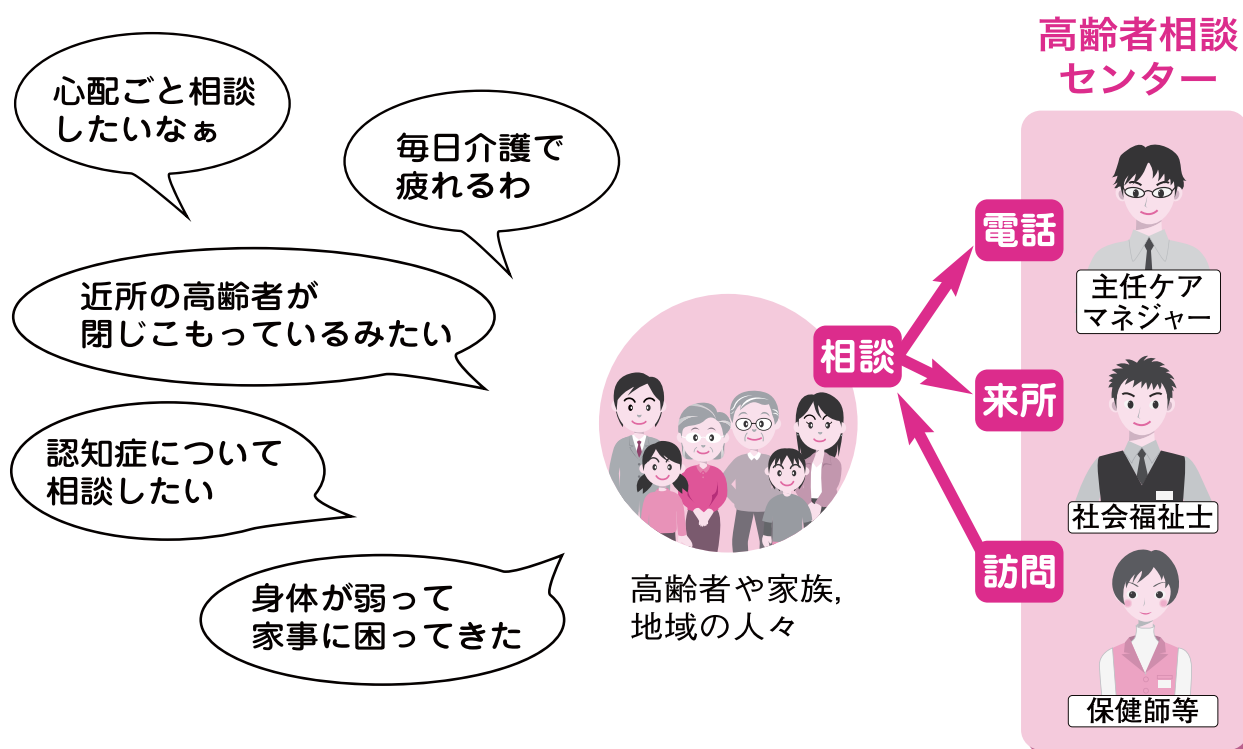
対象者ごとの軽減割合

対 象 者	軽 減 割 合	
◎ 生活困難者 市民税非課税で、次の要件をすべて満たして市が認める者 ・年間収入が150万円以下(世帯員1人ごとに50万円を加算) ・預貯金等が350万円以下(世帯員1人ごとに100万円を加算) ・日常生活に供する資産以外に資産がない ・親族等に扶養されていない ・介護保険料を滞納していない	①対象サービスに係る1割負担※ ②食費 ③居住費	①②③全て 1/4軽減
◎ 生活保護被保護者	①対象サービスに係る1割負担 ②食費 ③居住費	①②は 生活保護から支給 ③は全額軽減

※ 高額介護サービスで事業を上回る軽減がなされる場合、軽減対象とならないことがあります。

高齢者相談センター（地域包括支援センター）

高齢者相談センター（地域包括支援センター）は三原市が委託して運営している機関です。主任ケアマネジャー・社会福祉士・保健師の専門職員が、高齢者のみなさまが住みなれた地域で安心して自分らしい生活を継続していくことができるように、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関または制度の利用につなげて高齢者や家族の相談ごとの解決を支援します。



◎総合相談窓口

- ・介護保険・福祉・医療に関する相談
- ・どこに相談したらよいのかわからない心配ごとや悩み相談

◎権利擁護，虐待の早期発見・防止

- ・高齢者の人権や財産を守る権利擁護
- ・「成年後見制度」（認知症などで判断能力が衰えた際の、財産管理や日常生活での契約などを支援する制度）の相談（P77参照）
- ・虐待を発見したり，虐待の疑いがある場合の連絡

◎包括的・継続的ケアマネジメント支援

- ・医療機関を含めた関係機関との連携，協力体制を図り支援
- ・地域のケアマネジャーのネットワークづくり

◎介護予防ケアマネジメント

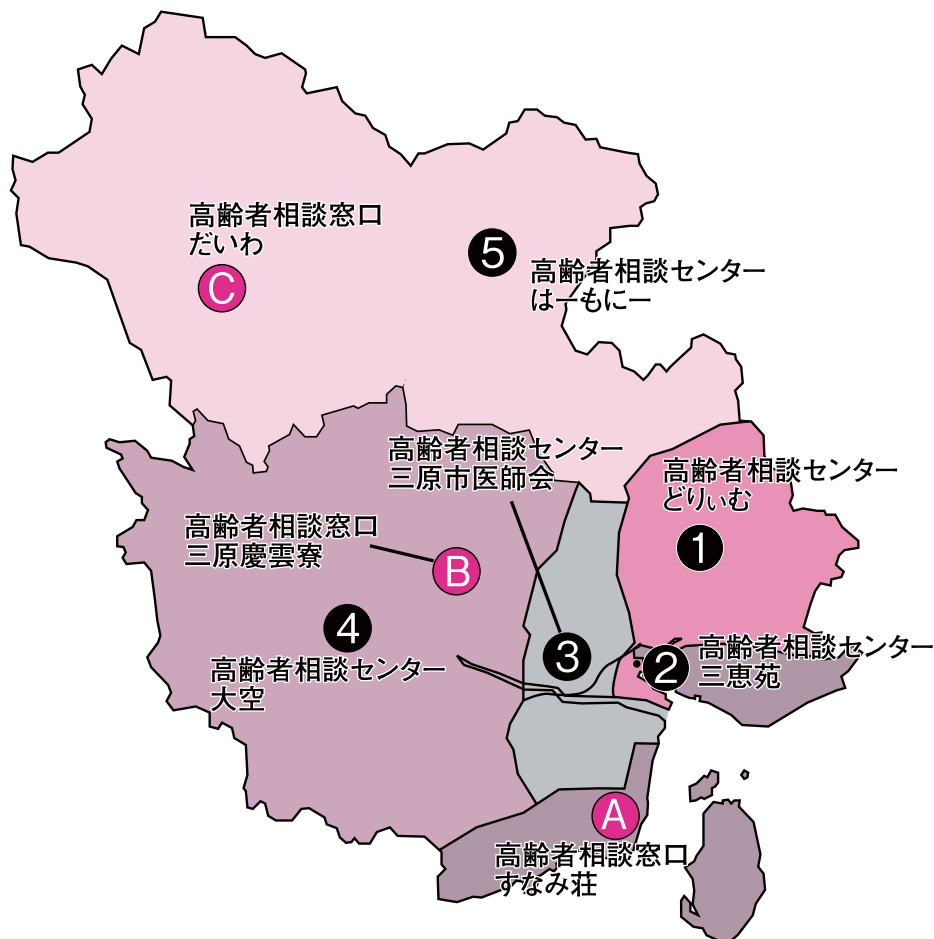
- ・要支援1・要支援2・事業対象者の人を対象とするケアプランの作成

●高齢者相談センター

	高齢者相談センター名	所在地	電話番号	FAX
①	高齢者相談センター どりいむ (三原市東部地域包括支援センター)	〒723-0003 中之町6丁目31-1 (三原病院内)	0848-61-4410	0848-61-4420
		担当地域 東町、館町、本町、港町、西町、宮沖、円一町、中之町、中之町南、駒ヶ原町、深町		
②	高齢者相談センター 三恵苑 (三原市南部地域包括支援センター)	〒723-0014 城町3丁目7-1 (介護老人保健施設三恵苑内)	0848-63-6775	0848-63-1715
		担当地域 旭町、古浜、城町、糸崎、糸崎南、木原、鉢ヶ峰町、奥野山町、須波、須波西、須波ハイツ、幸崎能地、幸崎町能地、幸崎久和喜、幸崎渡瀬、鷺浦町		
③	高齢者相談センター 三原市医師会 (三原市中央地域包括支援センター)	〒723-0051 宮浦1丁目15-16 (三原市医師会病院西館内)	0848-63-7100	0848-63-7104
		担当地域 宮浦、皆実、西宮、西野、頼兼、明神、田野浦町、田野浦、青葉台、登町、沖浦町、宗郷、和田、貝野町		
④	高齢者相談センター 大空 (三原市西部地域包括支援センター)	〒729-0414 下北方1丁目6-5 (本郷中央病院北東側)	0848-86-2450	0848-86-2485
		担当地域 小坂町、長谷、沼田、新倉、沼田東町、小泉町、沼田西町、高坂町、本郷町、本郷南、本郷北、下北方、南方		
⑤	高齢者相談センター はーもにー (三原市北部地域包括支援センター)	〒722-1412 久井町和草1906-1 (久井保健福祉センター内)	0847-32-5007	0847-32-5017
		担当地域 八幡町、久井町 (全域)、大和町 (全域)		

●高齢者相談窓口

	名称	所在地	電話番号	FAX
A	高齢者相談窓口 すなみ荘	〒723-0035 須波ハイツ2丁目26-27	0848-69-3269	0848-69-1479
		担当地域 高齢者相談センター三恵苑の担当地域と同様		
B	高齢者相談窓口 三原慶雲寮	〒723-0131 小坂町1550	0848-66-2100	0848-66-3601
		担当地域 高齢者相談センター大空の担当地域と同様		
C	高齢者相談窓口 だいわ	〒729-1321 大和町和木1538-1	0847-34-1214	0847-35-3020
		担当地域 高齢者相談センターはーもにーの担当地域と同様		



居宅介護支援事業所

介護支援専門員（ケアマネジャー）がいる事業所で、要介護認定の申請代行や、介護サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼するときの窓口となり、サービス事業者との連絡調整を行います。

※介護サービス計画（ケアプラン）作成の自己負担はありません。

居宅介護支援事業所

	事業所名	所在地	電話番号	F A X
1	居宅介護支援事業所糸崎	〒729-0324 糸崎6丁目10-28	0848-38-9310	0848-38-9318
2	社会医療法人里仁会 興生総合病院居宅介護支援事業所	〒723-0015 円一町2丁目5-1	0848-63-5500	0848-62-0600
3	居宅介護支援事業所 のどか	〒723-0015 円一町2丁目5-2	0848-38-7234	0848-38-1214
4	居宅介護支援事業所 三原慶雲寮	〒723-0131 小坂町1550	0848-66-2100	0848-66-3601
5	はっぴー 居宅介護支援事業所	〒722-1304 久井町江木1164-1	0847-32-5322	0847-32-5321
6	三原市社会福祉協議会 居宅介護支援事業所久井	〒722-1412 久井町和草1906-1	0847-32-7101	0847-32-5011
7	サンキ・ウエルビー 介護センター三原	〒723-0013 古浜2丁目3-11	0848-61-5531	0848-62-5147
8	ケアプランセンター なでしこ	〒729-0414 下北方1丁目6-6	0848-86-2244	0848-86-2255
9	梅菅園居宅介護支援事業所	〒729-0414 下北方2丁目9-1	0848-86-1750	0848-86-1788
10	ニチイケアセンター三原 居宅介護支援事業所	〒723-0014 城町1丁目25-6	0848-61-2802	0848-61-2804
11	かもめ居宅介護支援事業所	〒723-0014 城町3丁目7-1	0848-63-5598	0848-63-1715
12	医療法人宗齊会 宗齊会須波居宅介護支援事業所	〒723-0035 須波ハイツ2丁目2-5	0848-69-2300	0848-69-2370
13	すなみ荘居宅介護支援事業所	〒723-0035 須波ハイツ2丁目26-27	0848-69-3269	0848-69-1479
14	社会医療法人里仁会 仁和の里居宅介護支援事業所	〒729-1321 大和町和木1505	0847-34-1216	0847-34-1219
15	三原市社会福祉協議会 居宅介護支援事業所大和	〒729-1321 大和町和木1538-1	0847-34-1214	0847-35-3020

	事業所名	所在地	電話番号	F A X
16	どりいむ居宅介護支援事業所	〒723-0003 中之町6丁目31-1	0848-67-5888	0848-67-5890
17	三原市社会福祉協議会 居宅介護支援事業所梅林	〒723-0065 西野3丁目7-1	0848-61-0819	0848-61-0820
18	居宅介護支援事業所 笑顔みはら	〒729-0473 沼田西町小原494-1	0848-85-0421	0848-85-0735
19	居宅介護支援事業所いろは	〒723-0148 沼田東町七宝142-52	0848-45-1878	0848-45-1878
20	三原赤十字病院 居宅介護支援事業所	〒723-8512 東町2丁目7-1	0848-64-8111	0848-64-1803
21	サンライズケアプランセンター	〒723-0017 港町1丁目3-22	0848-61-5355	0848-62-1088
22	居宅介護支援事業所 隣ご縁皆実	〒723-0052 皆実6丁目7-32	0848-38-2350	0848-38-2351
23	翼居宅介護支援事業所三原	〒729-0419 南方2丁目20-20	0848-86-0741	0848-86-0742
24	三原市医師会 居宅介護支援事業所	〒723-0051 宮浦1丁目15-16	0848-62-6990	0848-67-9502
25	きぼう居宅介護支援事業所	〒723-0046 明神3丁目15-17	0848-36-6145	0848-61-3230
26	居宅介護支援事業所あすなろ	〒723-0054 頼兼2丁目9-10	0848-61-0071	0848-61-0103

※サービスの提供ができない地域がありますので、詳しくは各事業所にお問合わせください。

介護保険で利用できるサービス

自宅で利用するサービス

◎訪問介護（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事などの身体介護や必要に応じて食事の準備、掃除などの生活援助を行います。また要介護1以上の認定を受けた人で外出が困難な人などには、通院等のために車の乗り降りを中心とした「通院等乗降介助」があります。

※つぎのような場合は介護保険サービスの対象にはなりません。

- 利用者以外の部屋の掃除・家族のための洗濯。
- 庭の草むしりなどホームヘルパーがやらなくても普通の生活に支障が生じないもの。
- 大掃除・模様替えなど普段はやらないような家事。



要介護1～5の人の利用料のめやす（1回につき）〈1割負担の場合〉

	サービス費用	自己負担
身体介護中心（20分未満）	1,670円	167円
身体介護中心（20分以上30分未満）	2,500円	250円
身体介護中心（30分以上1時間未満）	3,960円	396円
生活援助中心（20分以上45分未満）	1,830円	183円
生活援助中心（45分以上）	2,250円	225円
通院等乗降介助（片道につき）	990円	99円

訪問介護事業所

	事業所名	所在地	電話番号	F A X	通院等 乗降 介助
1	ニチケアセンターいとさき	〒729-0324 糸崎4丁目2-35	0848-61-4233	0848-64-4340	
2	亀甲園訪問介護事業所	〒722-1304 久井町江木161-1	0847-32-6050	0847-32-6987	
3	はっぴー介護ステーション	〒722-1304 久井町江木1164-1	0847-32-5322	0847-32-5321	あり
4	三原市社会福祉協議会ヘルパーステーション久井	〒722-1412 久井町和草1906-1	0847-32-7101	0847-32-5011	
5	訪問介護事業所白滝園	〒729-2361 小泉町1066-1	0848-66-3214	0848-66-4369	
6	サンキウエルビィ介護センター三原	〒723-0013 古浜2丁目3-11	0848-61-5531	0848-62-5147	
7	ニチケアセンター三原訪問介護事業所	〒723-0014 城町1丁目25-6	0848-61-2803	0848-61-2804	
8	ヘルパーステーションかもめ	〒723-0014 城町3丁目5-6	0848-62-4828	0848-62-4831	
9	三原市社会福祉協議会ヘルパーステーション大和	〒729-1321 大和町和木1538-1	0847-34-1214	0847-35-3020	
10	三原市社会福祉協議会ヘルパーステーション梅林	〒723-0065 西野3丁目7-1	0848-61-0819	0848-61-0820	
11	ヘルパーステーション笑顔	〒729-0473 沼田西町小原494-1	0848-85-0773	0848-85-0735	
12	ヘルパーセンターせせらぎ	〒729-0411 本郷町船木3105-3	0848-86-6868	0848-86-6601	あり
13	さくら・介護ステーション本郷	〒729-0417 本郷南4丁目14-20さくらコノフォート本郷階	0848-86-1020	0848-86-1050	
14	ニチケアセンター本郷駅前	〒729-0417 本郷南5丁目26-8	0848-85-0212	0848-86-2220	
15	アップル介護サービス訪問介護事業所	〒723-0062 本町1丁目7-32	0848-36-5544	0848-36-5566	あり
16	たいようケアセンター	〒723-0062 本町2丁目8-33	0848-64-8361	0848-64-8360	あり
17	ホームヘルパーステーションひとやさ	〒723-0017 港町1丁目4-23	0848-67-9035	0848-67-9035	あり
18	有限会社山陽介護サービス訪問介護事業所	〒723-0017 港町1丁目18-11	0848-62-3416	0848-62-3463	
19	ヘルパーステーションほたる	〒723-0052 皆実1丁目4-17	0848-36-5366	0848-38-2671	
20	訪問介護ステーション隣ご縁皆実	〒723-0052 皆実6丁目7-32	0848-62-2555	0848-62-2575	
21	三原市医師会訪問介護ステーション	〒723-0051 宮浦1丁目15-16	0848-62-7226	0848-67-9502	
22	ニチケアセンター宮浦	〒723-0051 宮浦3丁目20-2	0848-61-5750	0848-63-9060	
23	訪問介護サンライズみはら	〒723-0051 宮浦4丁目4-29	0848-60-0632	0848-29-9166	
24	訪問介護ステーションもみじ	〒723-0051 宮浦6丁目2-32宮ビル102	0848-62-0088	0848-62-0811	あり
25	ニチケアセンター三原みなみ訪問介護事業所	〒723-0016 宮沖5丁目15-1	0848-81-0102	0848-81-0108	
26	さくら・介護ステーション三原	〒723-0046 明神1丁目12-16	0848-36-5258	0848-36-5259	
27	ニチケアセンターみはら中央	〒723-0046 明神3丁目11-22	0848-61-1650	0848-67-8100	
28	きぼう訪問介護事業所	〒723-0046 明神3丁目15-17	0848-36-6145	0848-61-3230	
29	ヘルパーステーションあすなろ	〒723-0054 頼兼2丁目9-10	0848-61-0071	0848-61-0103	

◎訪問入浴介護

浴槽を積んだ入浴車などが自宅を訪問して、入浴サービスを行います。

要支援1・2の人の利用料のめやす〈1割負担の場合〉

	サービス費用	自己負担
1回につき	8,520円	852円

要介護1～5の人の利用料のめやす〈1割負担の場合〉

	サービス費用	自己負担
1回につき	12,600円	1,260円

(介護予防) 訪問入浴介護事業所

	事業所名	所在地	電話番号	F A X	介護 予防
1	アサヒサソクリーン在宅介護センター三原	〒723-0004 三原市1丁目11-3 錦町ガーデンHITS103	050-3317-7699	0848-67-7678	あり



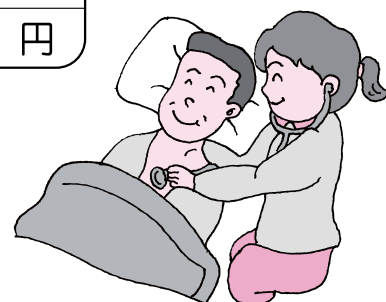
◎訪問看護

看護師などが自宅を訪問して、病状の観察や床ずれ予防のためのケアなどを行います。

利用料のめやす (30分～1時間未満) 〈1割負担の場合〉

	サービス費用	自己負担
病院・診療所の場合	5,730円	573円
指定訪問看護ステーションの場合	8,210円	821円

※夜間または早朝の場合は25%加算，深夜の場合は50%加算となります。
※サービスの利用・提供体制などにより費用が加算されます。



(介護予防) 訪問看護事業所

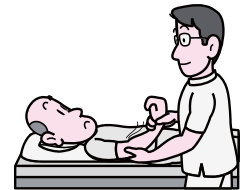
	事業所名	所在地	電話番号	F A X	介護 予防
1	訪問看護ステーションせせらぎ	〒729-0414 下北方1丁目6-6	0848-85-0801	0848-85-0801	あり
2	訪問看護事業所下北方	〒729-0414 下北方1丁目7-22	0848-60-6807	0848-86-6088	あり
3	訪問看護ステーションかもめ	〒723-0014 城町3丁目5-6	0848-62-4828	0848-62-4831	あり
4	医療法人宗齊会訪問看護ステーションれんげ	〒723-0035 須波ハイツ2丁目2-5	0848-69-1900	0848-69-2370	あり
5	三原赤十字訪問看護ステーション	〒723-8512 東町2丁目7-1	0848-64-8111	0848-64-8421	あり
6	訪問看護ステーションAioi	〒723-0052 皆実1丁目13-17	0848-36-5392	0848-36-5393	あり
7	ナースケア翼	〒729-0419 南方2丁目10-20	0848-86-2224	0848-86-0742	あり
8	三原市医師会訪問看護ステーション	〒723-0051 宮浦1丁目15-16	0848-67-9500	0848-67-9502	あり
9	トータルケアサナライズ宮浦訪問看護ステーション	〒723-0051 宮浦6丁目6-5	0848-81-0207	0848-81-0029	あり
10	訪問看護ステーションあすなろ	〒723-0054 頼兼2丁目9-15	0848-61-0071	0848-61-0103	あり
11	訪問看護ステーション楓	〒723-0041 和田2丁目29-6	0848-29-9631	0848-29-9632	あり

◎訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士，言語聴覚士が自宅を訪問して，機能回復訓練などを行います。

利用料のめやす 〈1割負担の場合〉

	サービス費用	自己負担
1回につき	3,070円	307円



※サービスの利用・提供体制などにより費用が加算されます。

(介護予防) 訪問リハビリテーション事業所

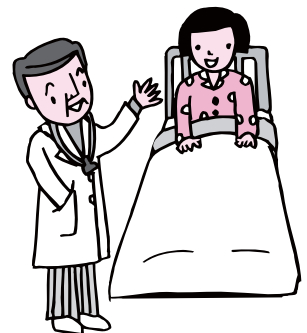
	事業所名	所在地	電話番号	F A X	介護 予防
1	社会医療法人里仁会興生総合病院	〒723-0015 円一町2丁目5-1	0848-63-5500	0848-62-0600	あり
2	医療法人仁康会本郷中央病院	〒729-0414 下北方1丁目7-30	0848-86-6780	0848-86-4564	あり
3	三原市医師会病院	〒723-0051 宮浦1丁目15-1	0848-62-3113	0848-62-7505	あり

◎居宅療養管理指導

通院が困難な利用者に対して，医師，歯科医師，薬剤師，管理栄養士などが自宅を訪問して，療養上の管理や指導を行います。

利用料のめやす 〈1割負担の場合〉

	サービス費用	自己負担
医師が行う場合（1か月に2回）	5,140円	514円



施設に通って利用するサービス

◎通所介護（デイサービス）

日帰りでデイサービスセンターなどに通い、入浴や食事の提供、機能訓練などを受けます。また、「運動器の機能向上」、「栄養改善」、「口腔機能の向上」などのサービスが選べます。

要介護1～5の人の利用料のめやす（7～8時間未満）〈1割負担の場合〉

※送迎を含む

	介護度	サービス費用	自己負担
通常規模型 通所介護	要介護1	6,550円	655円
	要介護2	7,730円	773円
	要介護3	8,960円	896円
	要介護4	10,180円	1,018円
	要介護5	11,420円	1,142円

※食費、日常生活費は自己負担となります。

※運動器の機能向上・栄養改善・口腔機能の向上などのサービスを受けた場合は追加費用がかかります。

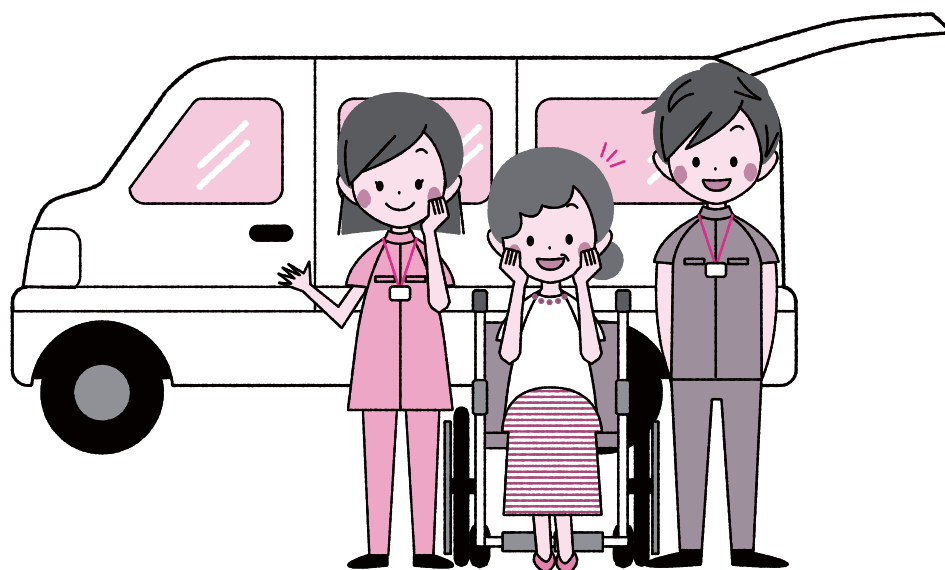
個別機能訓練 1日 56円・85円・20円

入浴介助 1日 40円 もしくは55円

栄養改善 1回 200円（月2回まで）

口腔機能向上 1回 150円 もしくは160円（月2回まで）

※費用は、施設の種類によって異なります。



通所介護事業所

	事業所名	所在地	電話番号	F A X	定員 (1日)
1	通所介護事業所糸崎	〒729-0324 糸崎6丁目10-28	0848-38-9315	0848-38-9318	25人
2	デイサービスのどか	〒723-0015 円一町2丁目5-2	0848-38-1213	0848-38-1214	30人
3	デイサービスセンター三原慶雲寮	〒723-0131 小坂町1544	0848-66-0101	0848-66-0381	25人
4	亀甲園デイサービスセンター	〒722-1304 久井町江木510	0847-32-5055	0847-32-7838	28人
5	デイサービスセンター笑顔くい	〒722-1303 久井町下津1614-1	0847-32-5123	0847-32-5153	20人
6	三原市社会福祉協議会デイサービスセンター久井	〒722-1412 久井町和草1906-1	0847-32-7101	0847-32-5011	25人
7	デイサービスセンター白滝園	〒729-2361 小泉町1066-1	0848-66-0579	0848-66-5579	25人
8	ブルーミングケア夢古浜	〒723-0013 古浜3丁目3-11	0848-31-2801	0848-31-2802	20人
9	ポシブルJR三原駅前店	〒723-0014 城町1丁目1-7	0848-81-2705	0848-81-2710	35人
10	くすのき・めぐみ苑デイサービスセンター	〒723-0014 城町3丁目6-1	0848-63-1230	0848-63-1250	30人
11	すなみ荘デイサービスセンター	〒723-0035 須波ハイツ4丁目14-1	0848-69-3268	0848-69-3268	30人
12	ブルーミングケア夢宗郷	〒723-0044 宗郷1丁目7-26	0848-64-1120	0848-38-1736	20人
13	三原市社会福祉協議会デイサービスセンター大和	〒729-1321 大和町和木1538-1	0847-34-1214	0847-35-3020	45人
14	デイサービスセンターふぁみりい中之町	〒723-0003 中之町3丁目7-1	0848-81-0551	0848-81-0557	30人
15	三原市社会福祉協議会デイサービスセンター梅林	〒723-0065 西野3丁目7-1	0848-61-0817	0848-61-0820	20人
16	デイサービスセンター笑顔みはら	〒729-0473 沼田西町小原494-1	0848-86-4483	0848-86-3363	25人
17	デイサービスセンターサンライズ港町	〒723-0017 港町1丁目3-22	0848-61-5655	0848-62-1088	30人
18	サンサンデイサービスセンター	〒723-0017 港町1丁目6-6	0848-63-2626	0848-63-2616	30人
19	デイサービスセンターサンライズマリソ瀬戸	〒723-0017 港町3丁目6-29	0848-81-0137	0848-64-1665	30人
20	デイサービスセンターほたる	〒723-0052 皆実1丁目4-17	0848-38-2762	0848-38-2671	50人
21	デイサービスセンター笑顔みなみ	〒723-0052 皆実4丁目11-25	0848-62-0505	0848-61-0535	20人
22	本郷デイサービスセンター翼	〒729-0419 南方2丁目20-20	0848-86-1444	0848-86-0742	50人
23	社会医療法人里仁会デイサービスセンター里仁	〒723-0051 宮浦6丁目18-22	0848-63-3070	0848-63-3070	25人
24	ニチケアセンター三原みなみ通所介護事業所	〒723-0016 宮沖5丁目15-1	0848-81-0105	0848-81-0108	30人
25	デイサービスセンターあすなろ	〒723-0054 頼兼2丁目9-10	0848-61-0161	0848-61-0103	25人

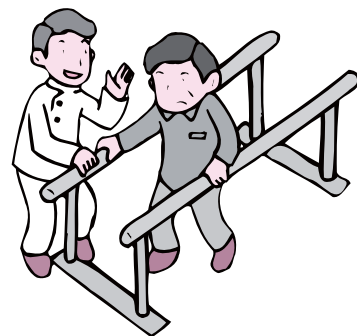
◎通所リハビリテーション（デイケア）

日帰りで医療機関や介護老人保健施設に通い、入浴や食事の提供のほか理学療法士や作業療法士などによる機能回復訓練などを行います。また、「運動器の機能向上」、「栄養改善」、「口腔機能の向上」などのサービスを選べます。

要支援1・2の人の利用料のめやす（1か月につき）〈1割負担の場合〉

共通的服务 ※送迎、入浴を含む

介護度	サービス費用	自己負担
要支援1	20,530円	2,053円
要支援2	39,990円	3,999円



※食費、日常生活費は自己負担となります。

選択的サービス

	サービス費用	自己負担
運動器機能向上	2,250円	225円
栄養改善	2,000円	200円
口腔機能向上	1,500円	150円

要介護1～5の人の利用料のめやす（7～8時間未満）〈1割負担の場合〉

※送迎を含む

介護度	サービス費用	自己負担
要介護1	7,570円	757円
要介護2	8,970円	897円
要介護3	10,390円	1,039円
要介護4	12,060円	1,206円
要介護5	13,690円	1,369円

※食費、日常生活費は自己負担となります。

※筋力向上・栄養改善・口腔機能の向上などのサービスを受けた場合は追加費用がかかります。
 栄養改善 1回 200円
 口腔機能向上 1回 150円もしくは160円
 入浴介助 1日 40円もしくは60円

（介護予防）通所リハビリテーション事業所

	事業所名	所在地	電話番号	FAX	定員	介護予防
1	老人保健施設桃源の郷	〒729-2361 小泉町4258	0848-66-3877	0848-66-3610	60人	あり
2	介護老人保健施設三恵苑	〒723-0014 城町3丁目7-1	0848-63-2388	0848-63-1715	30人	あり
3	須波宗斉会病院	〒723-0035 須波ハイツ2丁目2-5	0848-69-2177	0848-69-2172	40人	あり
4	社会医療法人里仁会介護老人保健施設仁の里	〒729-1321 大和町和木1505	0847-34-1216	0847-34-1219	20人	あり
5	医療法人仁康会介護老人保健施設ドリームせせらぎ	〒729-0411 本郷町船木3105-3	0848-86-6868	0848-86-6601	50人	あり
6	白須整形外科クリニック	〒723-0017 港町1丁目6-6	0848-62-1111	0848-62-1117	4人	あり
7	社会医療法人里仁会介護老人保健施設里仁苑	〒723-0052 皆実3丁目3-28	0848-62-4411	0848-62-0230	40人	
8	三原市医師会病院	〒723-0051 宮浦1丁目15-1	0848-62-3113	0848-62-7505	30人	あり

施設を利用するサービス

◎短期入所生活介護（ショートステイ）

短期間、特別養護老人ホームなどに入所して、介護や日常生活の世話を受けます。

利用料のめやす（1日につき）〈1割負担の場合〉

介護老人福祉施設（併設型・多床室）を利用した場合

介護度	サービス費用	自己負担
要支援1	4,460円	446円
要支援2	5,550円	555円
要介護1	5,960円	596円
要介護2	6,650円	665円
要介護3	7,370円	737円
要介護4	8,060円	806円
要介護5	8,740円	874円



※費用は、施設の種類によって異なります。

※食費・滞在費などは、自己負担となります。

（介護予防）短期入所生活介護事業所

	事業所名	所在地	電話番号	F A X	定員	介護 予防
1	短期入所生活介護事業所糸崎	〒729-0324 糸崎6丁目10-28	0848-38-9311	0848-38-9318	20人	あり
2	短期入所生活介護事業所三原慶雲寮	〒723-0131 小坂町1550	0848-66-2630	0848-66-3601	6人	あり
3	特別養護老人ホーム三原慶雲寮	〒723-0131 小坂町1550	0848-66-2630	0848-66-3601	6人	
4	特別養護老人ホーム亀甲園短期入所生活介護事業所	〒722-1304 久井町江木161-1	0847-32-6050	0847-32-6987	10人	
5	特別養護老人ホーム亀甲園	〒722-1304 久井町江木161-1	0847-32-6050	0847-32-6987	10人	
6	短期入所生活介護事業所白滝園	〒729-2361 小泉町116-1	0848-66-3214	0848-66-4369	8人	あり
7	短期入所者生活介護 桃源の郷	〒729-2361 小泉町4258	0848-66-3877	0848-66-3610	10人	あり
8	梅菅園短期入所生活介護事業所	〒729-0414 下北方2丁目9-1	0848-86-1750	0848-86-1788	4人	あり
9	くすのき・めぐみ苑ショートステイ	〒723-0014 城町3丁目6-1	0848-63-1230	0848-63-1250	8人	あり
10	すなみ荘ショートステイ	〒723-0035 須波ハイツ2丁目26-27	0848-69-0181	0848-69-1479	8人	あり
11	特別養護老人ホームすなみ荘	〒723-0035 須波ハイツ2丁目26-27	0848-69-0181	0848-69-1479	8人	あり
12	サンライズ大池短期入所生活介護事業所	〒723-0001 深町583	0848-60-0630	0848-64-1158	6人	あり
13	医療法人仁康会介護老人保健施設ドリームせせらぎ	〒729-0411 本郷町船木3105-3	0848-86-6868	0848-86-6601	4人	あり
14	サンライズマリン瀬戸短期入所生活介護事業所	〒723-0017 港町3丁目6-29	0848-81-0135	0848-81-0136	9人	あり

短期入所サービスを利用するときの注意点

短期入所サービスは在宅生活の継続のために利用するサービスですので、利用できる日数に注意してください。

- ・短期入所サービスの連続した利用は、30日までとなります。
- ・連続して30日を超えない利用であっても、短期入所サービスの利用日数は、要介護認定等の有効期間のおおむね半数を超えないことをめやすとします。

◎短期入所療養介護（医療型ショートステイ）

短期間、介護療養型医療施設などに入所して、日常生活の介助のほか、医療や必要な機能訓練を受けます。

利用料のめやす（1日につき）〈1割負担の場合〉

介護老人保健施設（多床室）を利用した場合

介護度	サービス費用	自己負担
要支援1	6,100円	610円
要支援2	7,680円	768円
要介護1	8,270円	827円
要介護2	8,760円	876円
要介護3	9,390円	939円
要介護4	9,910円	991円
要介護5	10,450円	1,045円

※費用は、施設の種類によって異なります。

※食費・滞在費などは、自己負担となります。

（介護予防）短期入所療養介護事業所

	事業所名	所在地	電話番号	F A X	介護予防
1	老人保健施設桃源の郷	〒729-2361 小泉町4258	0848-66-3877	0848-66-3610	あり
2	介護老人保健施設三恵苑	〒723-0014 城町3丁目7-1	0848-63-2388	0848-63-1715	あり
3	社会医療法人里仁会介護老人保健施設仁和の里	〒729-1321 大和町和木1505	0847-34-1216	0847-34-1219	あり
4	医療法人仁康会介護老人保健施設ドリームせせらぎ	〒729-0411 本郷町船木3105-3	0848-86-6868	0848-86-6601	あり
5	社会医療法人里仁会介護老人保健施設里仁苑	〒723-0052 皆実3丁目3-28	0848-62-4411	0848-62-0230	あり
6	三原市医師会病院	〒723-0051 宮浦1丁目15-1	0848-62-3113	0848-62-7505	あり

◎特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居している人が、施設で食事や入浴などの介護や日常生活の世話などの提供を受けます。

利用料のめやす（1日につき）〈1割負担の場合〉

介護度	サービス費用	自己負担
要支援1	1,820円	182円
要支援2	3,110円	311円
要介護1	5,380円	538円
要介護2	6,040円	604円
要介護3	6,740円	674円
要介護4	7,380円	738円
要介護5	8,070円	807円

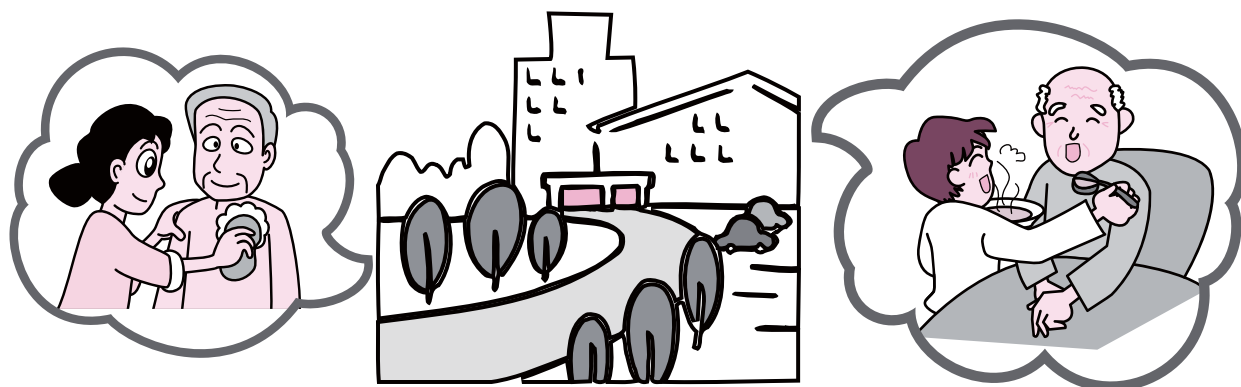
（介護予防）特定施設入居者生活介護事業所

●養護老人ホーム

	事業所名	所在地	電話番号	FAX	定員	介護予防
1	養護老人ホーム三原慶雲寮	〒723-0131 小坂町1563	0848-66-2630	0848-66-3601	50人	あり
2	亀甲園特定施設入居者生活介護事業所	〒722-1304 久井町江木161-1	0847-32-6050	0847-32-6987	70人	
3	白滝園外部サービス利用型特定施設	〒729-2361 小泉町116-1	0848-66-3214	0848-66-4369	65人	

●軽費老人ホーム

	事業所名	所在地	電話番号	FAX	定員	介護予防
1	特定施設入所者生活介護事業所サンライズ港町	〒723-0017 港町1丁目3-22	0848-61-5788	0848-62-1088	56人	あり



地域密着型サービス

◎認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の症状のある人が少人数で共同生活をしながら、家庭的な雰囲気の中で日常生活の世話や機能訓練を行います。

利用料のめやす（1日につき）〈1割負担の場合〉

ユニット数2の場合

介護度	サービス費用	自己負担
要支援2	7,480円	748円
要介護1	7,520円	752円
要介護2	7,870円	787円
要介護3	8,110円	811円
要介護4	8,270円	827円
要介護5	8,440円	844円

※要支援1の人は、利用できません。

※食費・滞在費や日常生活費は、自己負担となります。

（介護予防）認知症対応型共同生活介護（グループホーム）事業所

	事業所名	所在地	電話番号	F A X	定員	介護予防
1	グループホーム笑顔くい	〒722-1303 久井町下津1614-1	0847-32-5143	0847-32-5153	18人	あり
2	西町グループホーム	〒723-0063 西町1丁目10-8	0848-62-9531	0848-62-9532	18人	あり
3	あやめが丘グループホーム	〒729-0474 沼田西町惣定66-308	0848-86-1211	0848-86-1217	18人	あり
4	社会福祉法人興仁会グループホーム宮浦	〒723-0051 宮浦6丁目22-6	0848-67-4645	0848-61-3393	18人	あり
5	グループホームなごみ	〒723-0046 明神2丁目11-13	0848-67-0294	0848-67-0294	18人	あり
6	グループホームたんぽぽ	〒723-0041 和田3丁目10-19	0848-81-0670	0848-81-0671	18人	あり

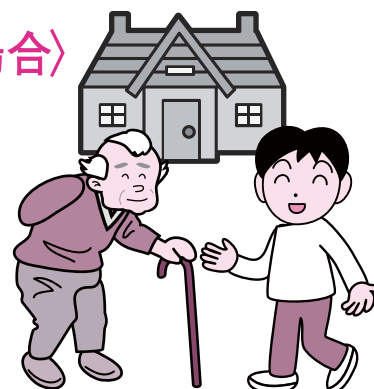


◎小規模多機能型居宅介護

家庭的な小規模の施設で、日帰りを通うことを中心に、状況に応じて宿泊したり自宅に訪問してもらったりしながら、日常生活の世話を受けます。

利用料のめやす(1か月につき)〈1割負担の場合〉

介護度	サービス費用	自己負担
要支援1	34,380円	3,438円
要支援2	69,480円	6,948円
要介護1	104,230円	10,423円
要介護2	153,180円	15,318円
要介護3	222,830円	22,283円
要介護4	245,930円	24,593円
要介護5	271,170円	27,117円



※食費・滞在費は自己負担となります。

※同一建物居住者以外の利用者の場合

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護事業所

	事業所名	所在地	電話番号	FAX	定員	介護予防
1	小規模多機能ホーム笑顔くい	〒722-1303 久井町下津1614-1	0847-32-5133	0847-32-5153	27人	あり
2	サンキ・ウエルビィ小規模多機能センター三原	〒723-0013 古浜2丁目3-11	0848-62-5146	0848-62-5147	29人	あり
3	小規模多機能型居宅介護事業所幸崎	〒729-2252 幸崎能地3丁目20-21	0848-60-4120	0848-60-4130	21人	あり
4	医療法人仁康会クレメンティアさくら	〒729-0414 下北方1丁目7-29	0848-85-0553	0848-85-0559	25人	あり
5	小規模多機能型居宅介護サンライズみらい	〒723-0014 城町1丁目24-5	0848-67-8324	0848-36-5641	29人	あり
6	トータル・ケア サンライズ新倉	〒723-0134 新倉3丁目4-14	0848-60-2882	0848-60-2881	29人	
7	小規模多機能ホームふぁみりい中之町	〒723-0003 中之町3丁目7-1	0848-81-0553	0848-81-0557	25人	あり
8	小規模多機能ホーム笑顔みはら	〒729-0473 沼田西町小原494-1	0848-85-0085	0848-86-3363	25人	あり
9	小規模多機能ホーム笑顔みなみ	〒723-0052 皆実4丁目11-25	0848-61-0531	0848-61-0535	25人	あり
10	小規模多機能型居宅介護事業所宮浦西	〒723-0051 宮浦6丁目28-9	0848-61-3311	0848-61-3312	29人	あり
11	小規模多機能ホーム笑顔わだ	〒723-0041 和田1丁目2-6	0848-81-0355	0848-81-0357	24人	あり

◎看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、必要に応じて看護師などが自宅を訪問して、病状の観察や床ずれ予防のためのケアなどを行います。

利用料のめやす（1か月につき）〈1割負担の場合〉

介護度	サービス費用	自己負担
要介護1	124,380円	12,438円
要介護2	174,030円	17,403円
要介護3	244,640円	24,464円
要介護4	277,470円	27,747円
要介護5	313,860円	31,386円

※食費・滞在費は自己負担となります。

看護小規模多機能型居宅介護事業所

	事業所名	所在地	電話番号	F A X	定員
1	トータル・ケアサンライズ宮浦	〒723-0051 宮浦6丁目6-5	0848-81-0207	0848-81-0029	29人
2	ナースケア翼	〒729-0419 南方2丁目20-20	0848-86-2224	0848-86-0742	29人



◎地域密着型通所介護（デイサービス）

定員18人以下の通所介護です。

利用料のめやす（7～8時間未満） <1割負担の場合>※送迎を含む

介護度	サービス費用	自己負担
要介護1	7,500円	750円
要介護2	8,870円	887円
要介護3	10,280円	1,028円
要介護4	11,680円	1,168円
要介護5	13,080円	1,308円

※食費、日常生活費は自己負担となります。

※運動器の機能向上・栄養改善・口腔機能の向上などのサービスを受けた場合は追加費用がかかります。

個別機能訓練 1日 56円・85円・20円

入浴介助 1日 40円 もしくは55円

栄養改善 1回 200円（月2回まで）

口腔機能向上 1回 150円 もしくは160円（月2回まで）

※費用は、施設の種類によって異なります。

地域密着型通所介護事業所

	事業所名	所在地	電話番号	FAX	定員
1	いとざきデイサービスセンター	〒729-0324 糸崎2丁目4-5	0848-64-3851	0848-64-8593	18人
2	三原市デイサービスセンターさぎうら	〒723-0022 鷺浦町向田野浦1712	0848-60-7055	0848-60-7005	15人
3	梅菅園通所介護事業所	〒729-0414 下北方2丁目9-1	0848-86-1750	0848-86-1788	18人
4	たいようデイサービスセンター	〒723-0003 中之町3丁目24-34	0848-38-2660	0848-38-2670	18人
5	くらすば	〒723-0063 西町2丁目4-39	070-3795-9809	-	18人
6	デイサービスこすもす	〒723-0145 沼田東町片島242-3	0848-66-5581	0848-66-5586	15人
7	リハプライド皆実	〒723-0052 皆実1丁目24-21	0848-38-9003	0848-38-9004	18人
8	デイサービス隣こ縁皆実	〒723-0052 皆実6丁目7-31	0848-38-2250	0848-38-2251	14人
9	デイサービスセンターゆめホーム	〒723-0046 明神1丁目12-25	0848-62-5974	0848-62-5974	10人
10	デイサービスきぼう	〒723-0046 明神3丁目15-17	0848-36-6145	0848-61-3230	18人

◎認知症対応型通所介護

デイサービスセンターに日帰りで通い、入浴や食事の介助、機能訓練を含め、認知症の人を対象とした専門的なケアが受けられます。

利用料のめやす（7～8時間未満）〈1割負担の場合〉

介護度	サービス費用	自己負担
要支援1	8,590円	859円
要支援2	9,590円	959円
要介護1	9,920円	992円
要介護2	11,000円	1,100円
要介護3	12,080円	1,208円
要介護4	13,160円	1,316円
要介護5	14,240円	1,424円

（介護予防）認知症対応型通所介護事業所

	事業所名	所在地	電話番号	FAX	定員	介護予防
1	認知症対応型通所介護事業所 幸崎	〒729-2252 幸崎能地3丁目20-21	0848-60-4120	0848-60-4130	12人	あり
2	認知症対応型通所介護事業所宮浦西	〒723-0051 宮浦6丁目28-9	0848-61-3311	0848-61-3312	12人	あり



◎定期巡回・随時対応型訪問介護看護

重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と、通報による24時間随時対応を行うサービスです。

利用料のめやす（1月につき）〈1割負担の場合〉

訪問介護のみ利用の場合

介護度	サービス費用	自己負担
要介護1	56,970円	5,697円
要介護2	101,680円	10,168円
要介護3	168,830円	16,883円
要介護4	213,570円	21,357円
要介護5	258,290円	25,829円

訪問看護を利用した場合

介護度	サービス費用	自己負担
要介護1	83,120円	8,312円
要介護2	129,850円	12,985円
要介護3	198,210円	19,821円
要介護4	244,340円	24,434円
要介護5	296,010円	29,601円

※要支援1・2の人は利用できません。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

	事業所名	所在地	電話番号	F A X
1	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所下北方	〒729-0414 下北方1丁目7-22	0848-60-6806	0848-86-6088
2	定期巡回・随時対応型訪問介護サンライズみはら	〒723-0051 宮浦4丁目4-29	0848-60-0631	0848-29-9166

◎地域密着型介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

定員29人以下の特別養護老人ホームです。施設では、明るく家庭的な雰囲気と地域や家庭との結び付きを重視した運営が行われます。原則要介護3以上の認定を受けた人が対象となります。

地域密着型介護老人福祉施設

	事業所名	所在地	電話番号	F A X	定員
1	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所糸崎	〒729-0324 糸崎6丁目10-28	0848-38-9311	0848-38-9318	29人
2	特別養護老人ホームくすのき・めぐみ苑	〒723-0014 城町3丁目6-1	0848-63-1230	0848-63-1250	12人
3	地域密着型特別養護老人ホームサンライズマリン瀬戸	〒723-0017 港町3丁目6-29	0848-81-0130	0848-64-1665	29人

施設に入所するサービス

要介護1以上の認定を受けた人が対象です。ただし、介護老人福祉施設（地域密着型を含む）は原則要介護3以上の認定を受けた人が対象となります。

入所の申し込みは利用者が介護保険施設へ直接行い、事業所と契約します。

●日常生活全般で介護が必要な人

◎介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常に介護が必要で、自宅での介護が難しい人が入所して、日常生活の介助などを受けます。

介護老人福祉施設

	事業所名	所在地	電話番号	F A X	定員
1	特別養護老人ホーム三原慶雲寮	〒723-0131 小坂町1550	0848-66-2630	0848-66-3601	60人
2	特別養護老人ホーム亀甲園	〒722-1304 久井町江木161-1	0847-32-6050	0847-32-6987	60人
3	特別養護老人ホーム白滝園	〒729-2361 小泉町116-1	0848-66-3214	0848-66-4369	50人
4	特別養護老人ホーム梅菅園	〒729-0414 下北方2丁目9-1	0848-86-1750	0848-86-1788	78人
5	特別養護老人ホームくすのき・めぐみ苑	〒723-0014 城町3丁目6-1	0848-63-1230	0848-63-1250	30人
6	特別養護老人ホームすなみ荘	〒723-0035 須波ハイツ2丁目26-27	0848-69-0181	0848-69-1479	78人
7	特別養護老人ホームサンライズ大池	〒723-0001 深町583	0848-60-0630	0848-64-1158	64人

●自宅に戻るためにリハビリを受けたい人

◎介護老人保健施設

症状が安定し、リハビリテーションに重点を置いたケアを必要とする人が入所して、医学的な管理のもとで介護や機能訓練などを受けます。

介護老人保健施設

	事業所名	所在地	電話番号	F A X	定員
1	老人保健施設桃源の郷	〒729-2361 小泉町4258	0848-66-3877	0848-66-3610	58人
2	介護老人保健施設三恵苑	〒723-0014 城町3丁目7-1	0848-63-2388	0848-63-1715	80人
3	社会医療法人里仁会介護老人保健施設仁和の里	〒729-1321 大和町和木1505	0847-34-1216	0847-34-1219	90人
4	医療法人仁康会介護老人保健施設ドリームせせらぎ	〒729-0411 本郷町船木3105-3	0848-86-6868	0848-86-6601	60人
5	社会医療法人里仁会介護老人保健施設里仁苑	〒723-0052 皆実3丁目3-28	0848-62-4411	0848-62-0230	160人

●病院などで長期の療養が必要な人

◎介護療養型医療施設

症状が安定し、長期間の療養が必要な人が入所して、医療や看護を受けます。

介護療養型医療施設

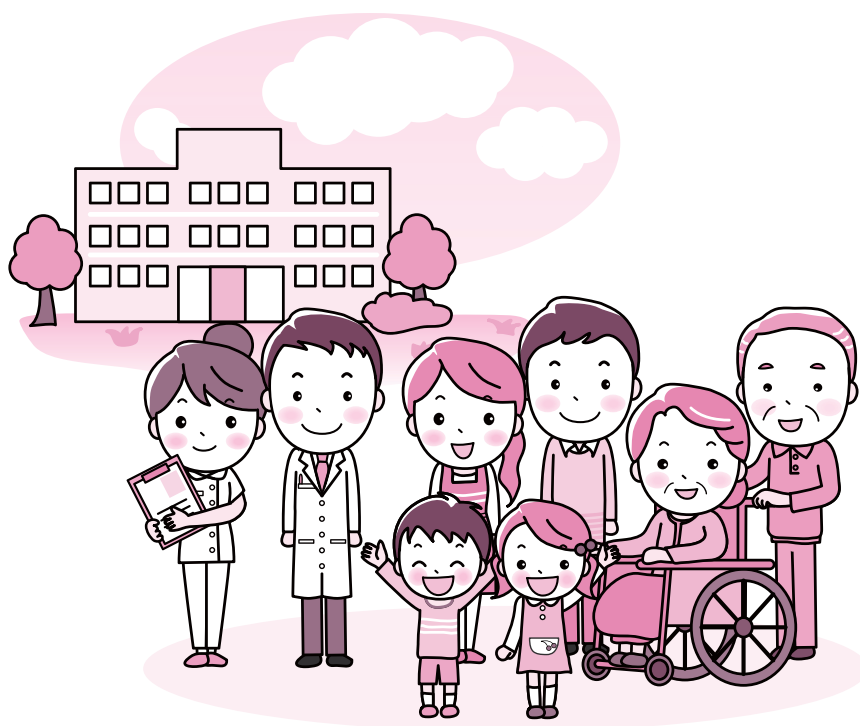
	事業所名	所在地	電話番号	F A X	定員
1	三原市医師会病院	〒723-0051 宮浦1丁目15-1	0848-62-3113	0848-62-7505	26人

◎介護医療院

長期的な医療と介護が必要な人の医療ケアが充実した生活施設です。

介護医療院

	事業所名	所在地	電話番号	F A X	定員
1	医療法人仁康会 本郷中央病院介護医療院	〒729-0414 下北方1丁目7-30	0848-86-6780	0848-86-4564	41人
2	介護医療院白龍湖	〒729-1321 大和町和木1504-1	0847-34-1218	0847-34-1219	100人
3	介護医療院仁生苑	〒723-0052 皆実3丁目3-28	0848-64-4111	0848-62-0230	110人



高齢者向けの住まい（介護保険以外）

◎サービス付き高齢者向け住宅

住宅としての居室の広さや設備，バリアフリーといったハード面の条件を備えるとともに，ケア専門家による安否確認や生活相談サービスを提供することなどにより，高齢者が安心して暮らすことができる環境を整えた住宅です。

	住宅名	所在地	電話番号	F A X
1	サービス付き高齢者向け住宅すまいる下北方	〒729-0414 下北方1丁目7-22	0848-60-6808	0848-86-6088
2	サービス付き高齢者向け住宅サンライズみらい	〒723-0014 城町1丁目24-5	0848-36-5640	0848-36-5641
3	サービス付き高齢者向け住宅うきしろ	〒723-0014 城町3丁目6-1	0848-63-1230	0848-63-1250
4	サービス付き高齢者向け住宅サンライズ新倉	〒723-0134 新倉3丁目4-14	0848-60-2882	0848-60-2881
5	さくらコンフォート本郷	〒729-0417 本郷南4丁目14-20	0848-86-1020	0848-86-1050
6	サービス付き高齢者向け住宅サンライズマリン瀬戸	〒723-0017 港町3丁目6-29	0848-81-0130	0848-64-1665
7	サービス付き高齢者向け住宅隣ご縁皆実	〒723-0052 皆実6丁目7-32	0848-62-1555	0848-62-1575
8	サービス付き高齢者向け住宅りなさの森	〒729-0419 南方1丁目7-20	0848-86-6255	0848-86-6256
9	サービス付き高齢者向け住宅サンライズいぶき	〒723-0051 宮浦6丁目2-11	0848-61-0028	0848-61-0029
10	サービス付き高齢者向け住宅サンライズ宮浦	〒723-0051 宮浦6丁目6-5	0848-81-0207	0848-81-0029

◎有料老人ホーム

入浴・排せつ・食事等の介護の提供やその他日常生活上の便宜としての洗濯・掃除等の家事，健康管理などを行う施設です。

	事業所名	所在地	電話番号	F A X
1	有料老人ホームほたるの里	〒723-0052 皆実1丁目4-17	0848-36-5366	0848-38-2671
2	住宅型有料老人ホーム隣ご縁 皆実	〒723-0052 皆実6丁目7-31	0848-38-2250	0848-38-2251
3	有料老人ホームあすなろ苑	〒723-0054 頼兼2丁目9-10	0848-61-0071	0848-61-0103

◎ケアハウス（軽費老人ホーム）

身体機能の低下等により自立した日常生活を営むのには不安が認められる人で，家族の援助を受けることが困難な原則60歳以上の人を対象に食事の提供等の日常生活上の便宜の提供を目的とする施設です。

	事業所名	所在地	電話番号	F A X
1	サンライズ大池	〒723-0001 深町583	0848-60-0630	0848-64-1158
2	サンライズ港町	〒723-0017 港町1丁目3-22	0848-61-5788	0848-62-1088

在宅介護の環境を整えるサービス

介護が必要になっても、福祉用具の利用や、住宅の改修をすることで生活に幅が広がったり、日常生活の動作がしやすくなったりするなど、要介護者の自立度を高めることができます。また、介護する人の負担が軽減されることも大きなメリットです。

1 福祉用具貸与

日常生活での自立を助ける、車いすや歩行器などの福祉用具を貸し出します。使用期間をあらかじめ限定し、定期的にその必要性を見直していきます。

○対象者

介護保険の要介護認定で要支援1・2または要介護1～5と認定され、居宅サービスを利用する人。

○費用

レンタルにかかる費用の1割、2割または3割を利用者が負担します。他の居宅サービスと合わせ、利用限度額の範囲内で借りることができます。

○利用のしかた

ケアプランの中で、他の居宅サービスと組み合わせて利用できます。介護支援専門員（ケアマネジャー）と相談して、指定業者から必要な福祉用具をレンタルします。

保険の対象となる福祉用具は次のとおりです。

- 要支援1・2および要介護1（軽度者）の人の対象用具
- ◆要介護2～5の人の対象用品
- ★要介護4・5の人の対象用品

ご注意ください。

要支援1・2、要介護1の人は、原則として次の品目については利用できません。

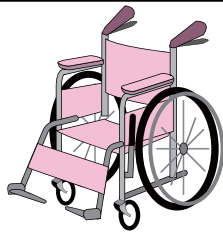
〈利用できない品目〉

- ・車いす及び付属品
 - ・特殊寝台及び付属品
 - ・床ずれ防止用具及び体位変換器
 - ・認知症徘徊感知機器
 - ・移動用リフト（つり具の部分を除く。）
 - ・自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。）
- ※ただし、身体の状態によっては、利用できる場合がありますのでケアマネジャーなどに確認してください。

〈例〉・特殊寝台（電動ベッド）は、日常的に寝返りや起き上がりができない人は利用できます。

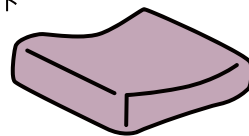
1 車いす ◆

- ①自走式車いす
- ②電動車いす
- ③介護用電動車いす など



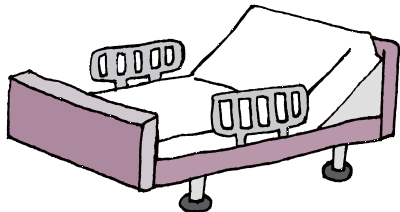
2 車いす付属品 ◆

- ①クッションまたはパッド
- ②車いすに装着する
テーブル
ブレーキ
電動補助装置



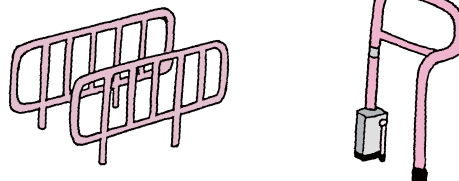
3 特殊寝台 ◆

サイドレール付きまたは取り付け可能なものであって、傾斜角度の調整機能または昇降機能があるもの



4 特殊寝台付属品 ◆

- ①サイドレール ②マットレス
- ③ベット用手すり ④テーブル
- ⑤介助用ベルト など



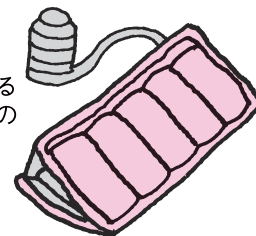
5 床ずれ防止用具 ◆

体圧を分散させるもの
(エアマット)

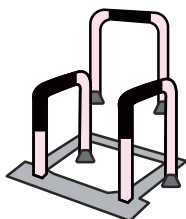


6 体位変換器 ◆

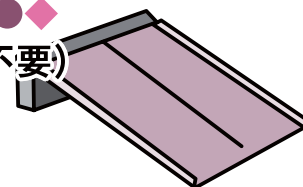
空気パッドを身体の下に入れて、体位を簡単に変えるもの（体位の保持のみのものを除く）



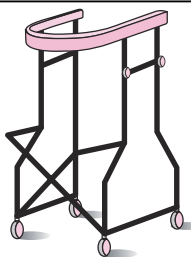
7 手すり ●◆ (取付工事不要)



8 スロープ ●◆ (取付工事不要)

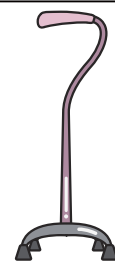


9 歩行器 ●◆



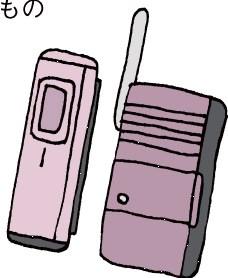
10 歩行補助つえ ●◆

- ①松葉つえ ②多点つえ など

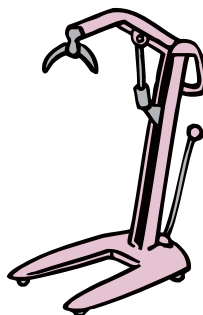


11 認知症徘徊感知機器 ◆

認知症の人が屋外へ出ようとしたときセンサーが感知して、知らせるもの

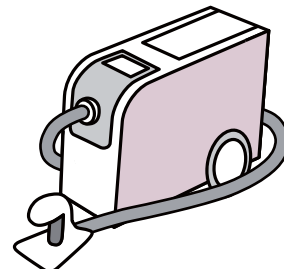


12 移動用リフト ◆ (つり具を除く)



13 自動排泄処理装置 ★

尿又は便が自動的に吸引でき、尿や便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するもの。



2 福祉用具購入費の支給

入浴や排せつの時に使う腰掛け便座や入浴補助用具などの福祉用具を購入したときに、その費用の一部を支給(※)します。

○対象者

生活機能の維持・改善を図り、自立した日常生活を送るために福祉用具を購入することが必要な場合で、要支援または要介護と認定された人。

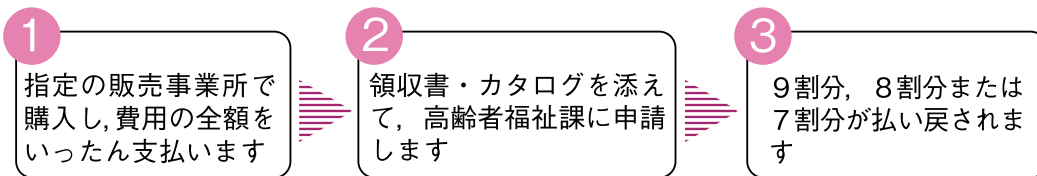
○費用

1年間（4月から翌年3月まで）に10万円を限度として利用できます。

利用者は購入費用の1割、2割または3割を負担します。

○利用のしかた

指定された事業所で販売されている特定福祉用具を購入した場合に限り支給されますので、必ず介護支援専門員（ケアマネジャー）か福祉用具専門相談員に相談して購入してください。



申請は居宅介護支援事業所・高齢者相談センターがお手伝いします。

※平成29年4月1日より受領委任払い制度を開始しました。

受領委任とは、利用者が1割、2割または3割分の費用を支払い、保険給付分の9割、8割または7割分については、市から直接福祉用具販売事業者を支払いを行う制度です。制度登録をしている福祉用具販売事業者に依頼し、申請する場合に利用することができます。

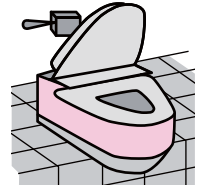
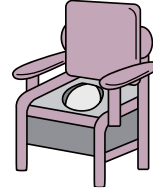
(介護予防) 特定福祉用具販売事業所

	事業所名	所在地	電話番号	F A X
1	有限会社池田富士商店 特定福祉用具販売事業所	〒722-1413 久井町羽倉1631	0847-32-6311	0847-32-8407
2	株式会社イズミ (休止中)	〒729-2361 小泉町4245	0848-66-2151	0848-66-2129
3	三原福祉サービス株式会社	〒723-0003 中之町2丁目8-15	0848-63-5083	0848-63-5092
4	ときわ薬局福祉用具サービス	〒723-0017 港町1丁目2-27	0848-62-2953	0848-62-2199
5	株式会社住創 介護支援事業部	〒723-0017 港町1丁目4-23	0848-61-5153	0848-61-5165
6	シンエイライフサポート	〒723-0051 宮浦5丁目12-8	0848-61-5670	0848-61-5671
7	三原きぼう作業所 特定福祉用具販売事業所	〒723-0046 明神3丁目15-17	0848-36-6145	0848-61-3230
8	care design みはら	〒723-0041 和田3丁目3-1	0848-38-7696	0848-38-7697

保険の対象となる福祉用具は次のとおりです。

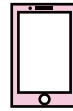
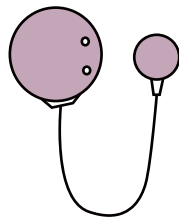
1 腰掛便座

- ①和式便座の上に置いて腰掛け式に変えるもの
- ②洋式便座の上に置いて高さを補うもの
- ③電動式またはスプリング式で、便座から立ち上がるのを補助するもの
- ④ポータブルトイレ（水洗含む）（室内用に限る）
- ⑤便座の底上げ部材



2 自動排泄処理装置の交換可能部品

レシーバー、チューブ、タンク等のうち尿や便の経路となるもの

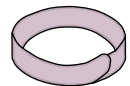
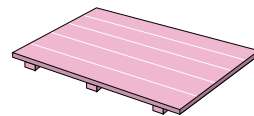
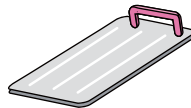
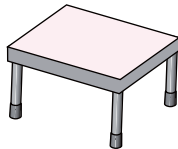
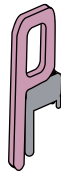
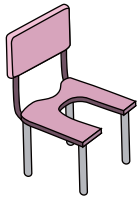


3 排泄予測支援機器

排泄を検知・予測し、排尿の機会を要介護者等に自動で通知するもの
※装着時に使用する消耗品は除く

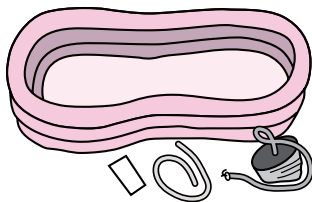
4 入浴補助用具

- ①入浴用いす
- ②浴槽用手すり
- ③浴槽内いす
- ④入浴台
- ⑤浴室内・浴槽内すのこ
- ⑥入浴用介助ベルト



5 簡易浴槽

空気式などで、取水または排水工事などが必要ないもの



6 移動用リフトのつり具の部分

身体に合うもので、移動用リフトに取付けできるもの



3 住宅改修費の支給

自宅での転倒などを防ぎ、自立した生活を送りやすいよう、段差の解消、手すりの取付けなど、住宅の改修を行ったときにその費用の一部を支給^(※)します。

○対象者

心身の機能が低下した高齢者の人が家庭内で安全に生活できるよう、住宅の改修が必要な場合で、要支援または要介護と認定された人

○費用

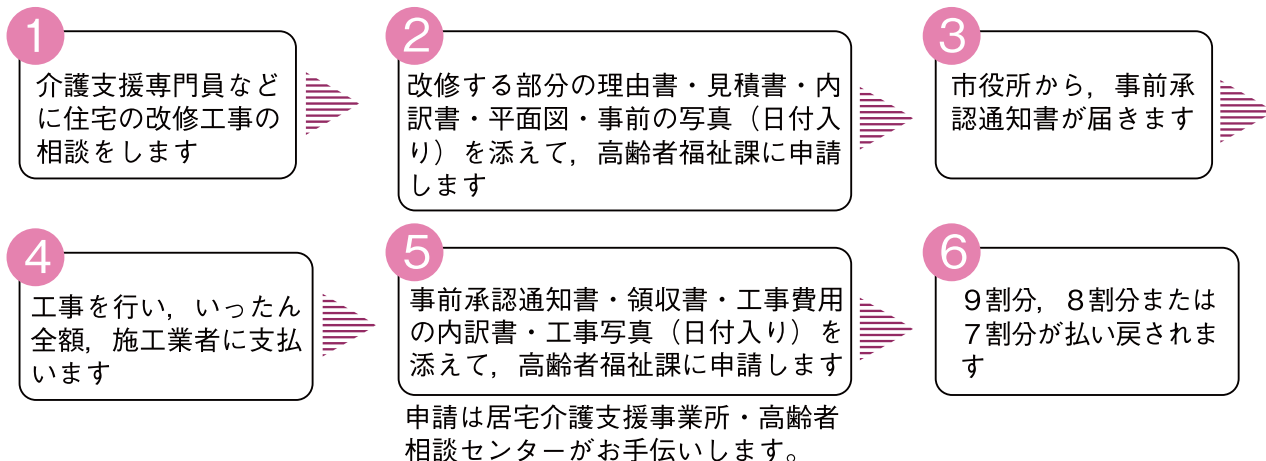
同一の住宅で20万円を上限に利用できます。

利用者は改修費用の1割、2割または3割を負担します。

○利用のしかた

市役所の事前審査が必要ですので、住宅の改修工事を行う前に、必ず介護支援専門員（ケアマネジャー）などに相談してください。

手続き



※平成29年4月1日より受領委任払い制度を開始しました。

受領委任とは、利用者が1割、2割または3割分の費用を支払い、保険給付分の9割、8割または7割分については、市から直接住宅改修を行った事業者を支払いを行う制度です。制度登録をしている住宅改修施行業者に依頼し、申請する場合に利用することができます。

保険の対象となる住宅改修は6種類です。

1 手すりの取付け

廊下・トイレ・浴室・玄関・玄関から道路までの通路などに、手すりを取り付ける工事

2 段差の解消

居室・廊下・トイレ・浴室・玄関等の各室間の床の段差や玄関から道路までの通路等の段差（傾斜も含む）を解消するもの。（敷居を低くする工事、スロープを取り付ける工事、浴室の床のかさ上げをする工事など）

3 滑りの防止および移動の円滑化などのための床または通路面の材料の変更

居室では畳から板製床材やビニール系床材などへの変更、浴室では床材のすべりにくいものへの変更、通路面ではすべりにくい舗装材への変更する工事

4 引き戸などへの扉の取替え

開き戸を引き戸、折り戸、アコーディオンカーテンなどに取り替えるといった扉全体の取替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更や戸車を設置する工事

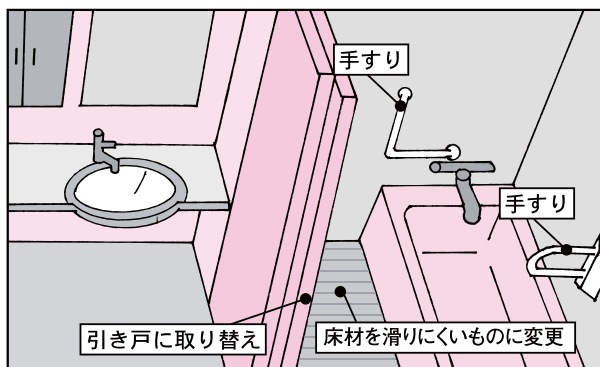
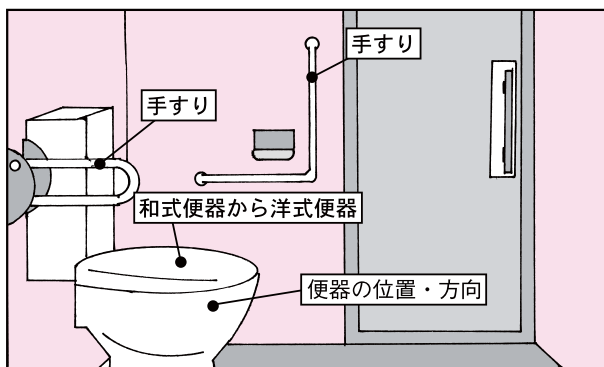
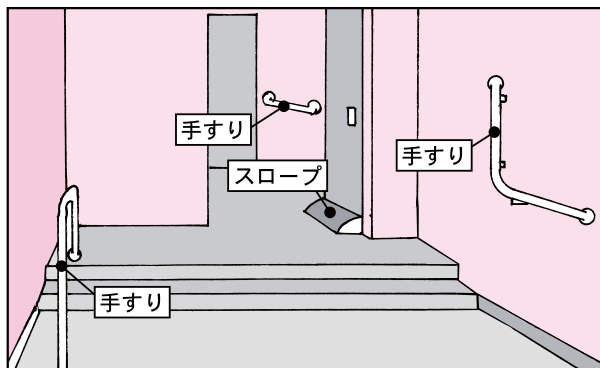
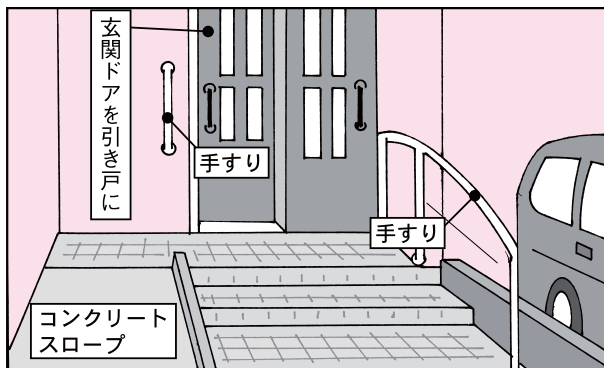
5 洋式便器などへの便器の取替え

和式便器から洋式便器に取り替える工事、便器の位置・方向を変更する工事

6 1～5の改修に付帯して必要となる住宅改修

- ① 手すりの取付けのための壁の下地補強
- ② 浴室の床の段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事
スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置
- ③ 床材の変更のための下地の補修や根太の補強または通路面の材料の変更のための路盤の整備
- ④ 扉の取替えに伴う壁または柱の改修工事
- ⑤ 便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化または簡易水洗化に係るものを除く）
便器の取替えに伴う床材の変更

(住宅改修の例)



介護保険の相談・苦情があるときは

介護保険についての相談や苦情等は、次の窓口で受け付けています。

- 利用しているサービスや担当者に不満がある → サービス提供事業所
- サービス提供責任者に不満が言いにくい → ケアマネジャー
- 介護サービス計画の内容について → ケアマネジャー
- ケアマネジャーに不満がある → ケアマネジャーが所属する
居宅介護支援事業所
- サービス提供事業所やケアマネジャーに不満が言いにくい → 市役所高齢者福祉課
- 相談・苦情全般 → 市役所高齢者福祉課
- サービス利用の苦情で市で解決が困難な場合 → 広島県国民健康保険団体連合会
- 認定や保険料等について市で解決が困難な場合 → 広島県介護保険審査会
(広島県東部厚生環境事務所 厚生課)

三原市保健福祉部高齢者福祉課

介護保険係

電話 0848-67-6240

広島県国民健康保険団体連合会

苦情相談窓口

電話 082-554-0783

広島県東部厚生環境事務所

厚生課

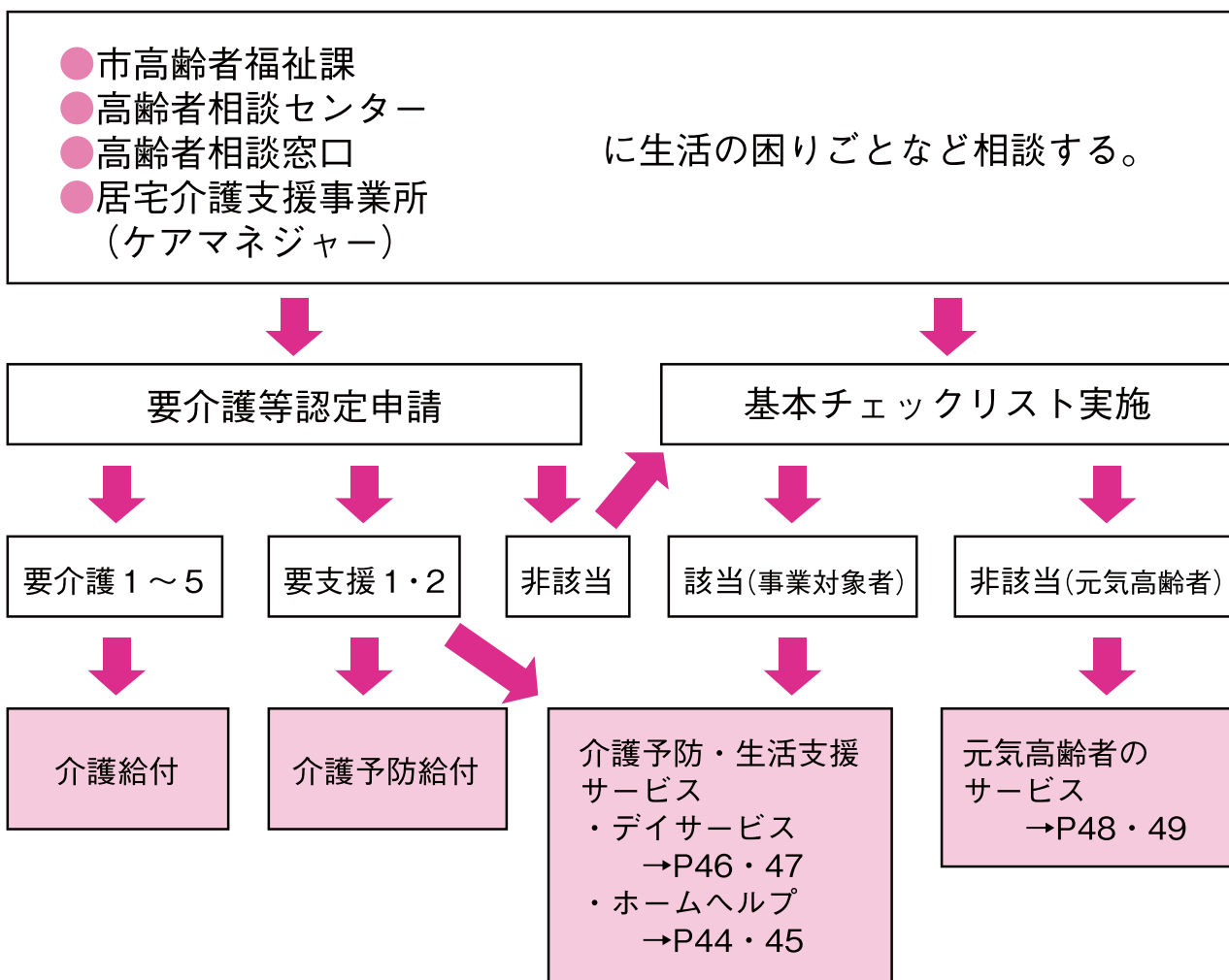
電話
(代表) 0848-25-2011

介護予防・日常生活支援総合事業

「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」のサービスには、要支援1・2の人と事業対象者（基本チェックリストで該当となった人）と認定された人が利用できる「通所型サービス（P46・47）」と「訪問型サービス（P44・45）」、65歳以上の人が必要・要介護状態にならないように、介護予防に向けた教室等があります。

年を重ねて、たとえ支援が必要な状態になっても、可能な範囲で自立した生活が営めるよう、介護予防に努めましょう。

総合事業利用の流れ



基本チェックリスト

下の質問表の、「はい」「いいえ」の当てはまるほうに○をつけてみましょう。

■の回答欄に○が多くついた場合は、介護予防の取り組みが必要かもしれません。詳しくは、担当地域の高齢者相談センター（P12）にご相談ください。

	質問項目（生活機能チェック）	はい	いいえ
身の回り	1. バスや電車で一人で外出していますか	0. はい	1. いいえ
	2. 日用品の買い物をしていますか	0. はい	1. いいえ
	3. 預貯金の出し入れをしていますか	0. はい	1. いいえ
	4. 友人の家を訪ねていますか	0. はい	1. いいえ
	5. 家族や友人の相談にのっていますか	0. はい	1. いいえ
運動機能	6. 階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0. はい	1. いいえ
	7. いすに座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0. はい	1. いいえ
	8. 15分くらい続けて歩いていますか	0. はい	1. いいえ
	9. この1年間に転んだことがありますか	1. はい	0. いいえ
	10. 転倒に対する不安は大きいですか	1. はい	0. いいえ
栄養	11. 6ヶ月で2～3kg以上の体重減少がありましたか	1. はい	0. いいえ
	12. (病院で身長・体重を測定し、BMIを算出します) 身長 cm 体重 kg BMI	1. 18.5未満	0. 18.5以上
口腔機能	13. 半年前に比べてかたいものが食べにくくなりましたか	1. はい	0. いいえ
	14. お茶や汁物等でむせることがありますか	1. はい	0. いいえ
	15. 口の渇きが気になりますか	1. はい	0. いいえ
閉じこもり	16. 週に1回以上は外出していますか	0. はい	1. いいえ
	17. 昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1. はい	0. いいえ
認知機能	18. 周りの人から「いつも同じことを聞く」などの物忘れがあると 言われますか	1. はい	0. いいえ
	19. 自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0. はい	1. いいえ
	20. 今日が何月何日かわからないときがありますか	1. はい	0. いいえ
うつ ◆ここ 2週間 で	21. 毎日の生活に充実感がない	1. はい	0. いいえ
	22. これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1. はい	0. いいえ
	23. 以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	1. はい	0. いいえ
	24. 自分が役に立つ人間だと思えない	1. はい	0. いいえ
	25. わけもなく疲れた感じがする	1. はい	0. いいえ

メ モ

自宅で利用するサービス

◎介護予防相当訪問サービス（対象者：要支援1・2の人）

ホームヘルパーが居宅を訪問して、身体介護や生活援助を行うものです。

（これまでの介護予防サービスと同様のサービス）

※次のような場合は介護予防相当訪問サービスの対象にはなりません。

- 利用者以外の部屋の掃除・家族のための洗濯。
- 庭の草むしりなどホームヘルパーがやらなくても普段の生活に支障が生じないもの。
- 大掃除・模様替えなど普段はやらないような家事など。

●利用料のめやす（1か月につき）《1割負担の場合》

※一定以上の所得がある場合は2割または3割負担

	サービス費用	自己負担
週1回程度の利用	11,760円	1,176円
週2回程度の利用	23,490円	2,349円
週2回程度を超える利用(要支援2のみ)	37,270円	3,727円

※身体介護・生活援助の区分はありません。

※通院等の乗降介助は利用できません。

◎緩和基準型訪問サービス（対象者：要支援1・2の人と事業対象者）

市が開催する研修を受けた人等が、支援が必要な人のごみ出しや買い物など生活援助を行います。（原則上限6か月）身体介護は行いません。

●市の指定事業者の場合：利用料のめやす（1か月につき）《1割負担の場合》

※一定以上の所得がある場合は2割または3割負担

	サービス費用	自己負担
週1回の利用（45分から1時間）	9,360円	936円

●市の委託事業者の場合：利用料のめやす（1回につき）《1割負担の場合》

※一定以上の所得がある場合は2割または3割負担

	サービス費用	自己負担
週1回の利用（45分から1時間）	1,760円	170円

◎短期集中型訪問サービス（対象者：要支援1・2の人と事業対象者）

うつなどにより閉じこもりがちな人を対象に、市の保健師または看護師が月1回程度訪問し生活の助言等を行います。（原則上限6か月）

※サービス費用等の利用者の負担は発生しません。

訪問サービス（介護予防訪問介護相当）事業所

	事業所名	所在地	電話番号	F A X	緩和型
1	ニチケアセンターいとさき	〒729-0324 糸崎4丁目2-35	0848-61-4233	0848-64-4340	
2	はっぴー介護ステーション	〒722-1304 久井町江木1164-1	0847-32-5322	0847-32-5321	
3	三原市社会福祉協議会ヘルパーステーション久井	〒722-1412 久井町和草1906-1	0847-32-7101	0847-32-5011	
4	サンキ・ウエルビー介護センター三原	〒723-0013 古浜2丁目3-11	0848-61-5531	0848-62-5147	
5	ニチケアセンター三原訪問介護事業所	〒723-0014 城町1丁目25-6	0848-61-2803	0848-61-2804	
6	ヘルパーステーションかもめ	〒723-0014 城町3丁目5-6	0848-62-4828	0848-62-4831	
7	三原市社会福祉協議会ヘルパーステーション大和	〒729-1321 大和町和木1538-1	0847-34-1214	0847-35-3020	あり
8	三原市社会福祉協議会ヘルパーステーション梅林	〒723-0065 西野3丁目7-1	0848-61-0819	0848-61-0820	
9	ヘルパーステーション笑顔	〒729-0473 沼田西町小原494-1	0848-85-0773	0848-85-0735	
10	ヘルパーセンターせせらぎ	〒729-0411 本郷町船木3105-3	0848-86-6868	0848-86-6601	
11	さくら・介護ステーション本郷	〒729-0417 本郷南4丁目14-20さくらサポート本郷1階	0848-86-1020	0848-86-1050	あり
12	ニチケアセンター本郷駅前	〒729-0417 本郷南5丁目26-8	0848-85-0212	0848-86-2220	
13	アップル介護サービス訪問介護事業所	〒723-0062 本町1丁目7-32	0848-36-5544	0848-36-5566	あり
14	たいようケアセンター	〒723-0062 本町2丁目8-33	0848-64-8361	0848-64-8360	あり
15	ホームヘルパーステーションひとやさ	〒723-0017 港町1丁目4-23	0848-67-9035	0848-67-9035	
16	有限会社山陽介護サービス訪問介護事業所	〒723-0017 港町1丁目18-11	0848-62-3416	0848-62-3463	
17	ヘルパーステーションほたる	〒723-0052 皆実1丁目4-17	0848-36-5366	0848-38-2671	
18	訪問介護ステーション隣ご縁皆実	〒723-0052 皆実6丁目7-32	0848-62-2555	0848-62-2575	
19	三原市医師会訪問介護ステーション	〒723-0051 宮浦1丁目15-16	0848-62-7226	0848-67-9502	
20	ニチケアセンター宮浦	〒723-0051 宮浦3丁目20-2	0848-61-5750	0848-63-9060	
21	訪問介護サンライズみはら	〒723-0051 宮浦4丁目4-29	0848-60-0632	0848-29-9166	あり
22	訪問介護ステーションもみじ	〒723-0051 宮浦6丁目2-32宮ビル	0848-62-0088	0848-62-0811	
23	ニチケアセンター三原みなみ訪問介護事業所	〒723-0016 宮沖5丁目15-1	0848-81-0102	0848-81-0108	
24	さくら・介護ステーション三原	〒723-0046 明神1丁目12-16	0848-36-5258	0848-36-5259	あり
25	ニチケアセンターみはら中央	〒723-0046 明神3丁目11-22	0848-61-1650	0848-67-8100	
26	きぼう訪問介護事業所	〒723-0046 明神3丁目15-17	0848-36-6145	0848-61-3230	
27	ヘルパーステーションあすなろ	〒723-0054 頼兼2丁目9-10	0848-61-0071	0848-61-0103	

施設に通って利用するサービス

◎介護予防相当通所サービス (対象者：要支援1・2の人)

通所介護施設で、入浴や食事の提供など生活上の支援や機能上訓練などを受けるものです。また、「運動器の機能向上」「栄養改善」「口腔機能の向上」などのサービスが選べます。(これまでの介護予防サービスと同様のサービス)

●利用料のめやす(1か月につき)《1割負担の場合》

●共通的服务 ※送迎, 入浴を含む ※一定以上の所得がある場合は2割または3割負担

	サービス費用	自己負担
要支援1 (週1回程度の利用)	16,720円	1,672円
要支援2 (週2回程度の利用)	34,280円	3,428円

●選択的サービスなど

	サービス費用	自己負担	
生活機能向上グループ活動	1,000円	100円	
運動器機能向上	2,250円	225円	
若年性認知症利用者受入	2,400円	240円	
栄養アセスメント	500円	50円	
栄養改善	2,000円	200円	
口腔機能向上	(I)	1,500円	150円
	(II)	1,600円	160円

※食費, 日常生活費は自己負担となります。

◎緩和基準型通所サービス (対象者：要支援1・2の人と事業対象者)

通所介護施設などで、機能訓練などの場を提供します。入浴は含まれません。(原則上限6か月)

●市の指定事業者の場合：利用料のめやす(1か月につき)《1割負担の場合》

※一定以上の所得がある場合は2割または3割負担

	サービス費用	自己負担	
週1回の利用(3時間以上)	12,400円	1,240円	※同一敷地内は送迎分として1回につき660円減額されます。

※食費, 日常生活費は自己負担となります。

●市の委託事業者の場合：利用料のめやす(1回につき)《1割負担の場合》

※一定以上の所得がある場合は2割または3割負担

	サービス費用	自己負担	
週1回の利用(3時間)	2,500円	250円	※同一敷地内は送迎分として940円減額されます。

※食費, 日常生活費等は自己負担となります。

通所サービス（介護予防通所介護相当）事業所

	事業所名	所在地	電話番号	F A X	緩和型
1	いとざきデイサービスセンター	〒729-0324 糸崎2丁目4-5	0848-64-3851	0848-64-8593	
2	通所介護事業所糸崎	〒729-0324 糸崎6丁目10-28	0848-38-9315	0848-38-9318	
3	デイサービスのどか	〒723-0015 円一町2丁目5-2	0848-38-1213	0848-38-1214	
4	デイサービスセンター三原慶雲寮	〒723-0131 小坂町1544	0848-66-0101	0848-66-0381	あり
5	亀甲園デイサービスセンター	〒722-1304 久井町江木510	0847-32-5055	0847-32-7838	
6	デイサービスセンター笑顔くい	〒722-1303 久井町下津1614-1	0847-32-5123	0847-32-5153	
7	三原市社会福祉協議会デイサービスセンター久井	〒722-1412 久井町和草1906-1	0847-32-7101	0847-32-5011	
8	デイサービスセンター白滝園	〒729-2361 小泉町1066-1	0848-66-0579	0848-66-5579	あり
9	三原市デイサービスセンターさぎうら	〒723-0022 鷺浦町向田野浦1712	0848-60-7055	0848-60-7005	あり
10	梅菅園通所介護事業所	〒729-0414 下北方2丁目9-1	0848-86-1750	0848-86-1788	あり
11	ポシブルJR三原駅前店	〒723-0014 城町1丁目1-7	0848-81-2705	0848-81-2710	
12	くすのき・めぐみ苑デイサービスセンター	〒723-0014 城町3丁目6-1	0848-63-1230	0848-63-1250	あり
13	すなみ荘デイサービスセンター	〒723-0035 須波ハイツ4丁目14-1	0848-69-3268	0848-69-3268	
14	三原市社会福祉協議会デイサービスセンター大和	〒729-1321 大和町和木1538-1	0847-34-1214	0847-35-3020	あり
15	デイサービスセンターふぁみりい中之町	〒723-0003 中之町3丁目7-1	0848-81-0551	0848-81-0557	
16	三原市社会福祉協議会デイサービスセンター梅林	〒723-0065 西野3丁目7-1	0848-61-0817	0848-61-0820	
17	くらすば	〒723-0063 西町2丁目4-39	070-3795-9809	—	
18	デイサービスセンター笑顔みはら	〒729-0473 沼田西町小原494-1	0848-86-4483	0848-86-3363	
19	デイサービスこすもす	〒723-0145 沼田東町片島242-3	0848-66-5581	0848-66-5586	
20	デイサービスセンターサンライズ港町	〒723-0017 港町1丁目3-22	0848-61-5655	0848-62-1088	
21	サンサンデイサービスセンター	〒723-0017 港町1丁目6-6	0848-63-2626	0848-63-2616	
22	デイサービスセンターサンライズマリノ瀬戸	〒723-0017 港町3丁目6-29	0848-81-0137	0848-64-1665	
23	デイサービスセンターほたる	〒723-0052 皆実1丁目4-17	0848-38-2762	0848-38-2671	
24	リハプライド皆実	〒723-0052 皆実1丁目24-21	0848-38-9003	0848-38-9004	あり
25	デイサービスセンター笑顔みなみ	〒723-0052 皆実4丁目11-25	0848-62-0505	0848-61-0535	
26	デイサービス隣ご縁皆実	〒723-0052 皆実6丁目7-31	0848-38-2250	0848-38-2251	
27	本郷デイサービスセンター翼	〒729-0419 南方2丁目20-20	0848-86-1444	0848-86-0742	
28	社会医療法人里仁会デイサービスセンター里仁	〒723-0051 宮浦6丁目18-22	0848-63-3070	0848-63-3070	
29	ニチケアセンター三原みなみ通所介護事業所	〒723-0016 宮沖5丁目15-1	0848-81-0105	0848-81-0108	
30	デイサービスセンターゆめホーム	〒723-0046 明神1丁目12-25	0848-62-5974	0848-62-5974	
31	デイサービスきぼう	〒723-0046 明神3丁目15-17	0848-36-6145	0848-61-3230	
32	デイサービスセンターあすなろ	〒723-0054 頼兼2丁目9-10	0848-61-0161	0848-61-0103	

元気高齢者のサービス

～さらに元気に！介護予防・健康づくりに役立ちます。～

① 体操DVDの貸し出し

【内 容】 おうちで健康体操DVDとやさ体操DVDを貸し出しています。
(おうちで健康体操DVDは体操方法を学ぶ教室も実施しています)

【利 用 料】 無料

【貸出期間】 なし

【申し込み・問い合わせ先】

高齢者福祉課	電話 0848-67-6055
本郷保健福祉センター	電話 0848-86-3609
久井保健福祉センター	電話 0848-32-8551
大和保健福祉センター	電話 0848-34-0960

② 高齢者向け運動機器開放

【内 容】 講習会受講後、運動機器を用いて自由にトレーニングを行うことができます。

【実施場所】 本郷保健福祉センター・大和保健福祉センター

【実施日時】 毎週火・金 9:30～11:30 (大和会場のみ隔週木曜日もあり)
(但し、祝祭日、年末年始を含め、実施しない日もあります。また、年度の途中で変更となることもあります。)

【対 象 者】 65歳以上の市民 (要支援・要介護認定者、事業対象者を除く)

【利 用 料】 無料

【申し込み】 参加人数に限りがあるため、参加にはお申し込みが必要です。

【問い合わせ先】 高齢者福祉課 電話 0848-67-6055

③ 出前講座

【内 容】 「いきいき百歳体操の体験」「口腔ケアの指導」などのテーマで、保健師・看護師・管理栄養士・歯科衛生士が地域のグループ（ふれあいいきいきサロン，老人クラブなど）のご希望に合わせて講座が受講できます。

【申し込み・問い合わせ先】

高齢者福祉課	電話 0848-67-6055
本郷保健福祉センター	電話 0848-86-3609
久井保健福祉センター	電話 0847-32-8551
大和保健福祉センター	電話 0847-34-0960

④ いきいき百歳体操

【内 容】 イスに座ってDVDを見ながら行う運動です。
週1回以上4人以上集まって体操ができるグループにDVDを貸し出します。

【体験会】 どんな体操かやってみたいグループに対し，体験会を開催します。
ご希望の人はお申し込みください。

【申し込み・問い合わせ先】

高齢者福祉課	電話 0848-67-6055
--------	-----------------

⑤ 介護予防住宅改修助成事業

【内 容】 転倒などを未然に防ぐために，玄関や廊下への手すりの取り付け工事などの費用の1/2(上限5万円)を助成します。

【対象となる工事】 介護保険の対象となる住宅改修6種類（P38，39）

【対象者】 事業対象者（基本チェックリストで該当となった人）

【申し込み先】 高齢者相談センター（P12）

※市役所の事前審査が必要ですので，住宅の改修工事を行う前に，必ず高齢者相談センターに相談してください。

認知症事業

① 認知症サポーター養成講座

【内 容】 認知症を正しく理解し、適切な対応を学ぶことで、認知症の人や家族をあたたかく見守る応援者になる講座です。

【実施場所】 10人以上の団体であれば市内のどこでも実施します。

【実施期間】 ご希望の日程を調整して実施します。

【申し込み・問い合わせ先】 高齢者福祉課 電話 0848-67-6055

② 認知症簡易チェックサイト

【内 容】 インターネット上で物忘れ等認知症の可能性のある症状を簡単にチェックするものです。本人向けと家族・介護者向けがあります。

【利用料】 無料。ただし、インターネット通信料は自己負担。

【問い合わせ先】 高齢者福祉課 電話 0848-67-6055



③ 認知症地域支援推進員

【内 容】 認知症（若年性認知症を含む）の医療や介護に対する経験を有した専門員を各高齢者相談センターに配置し、相談にも応じながら、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐお手伝いをします。

【問い合わせ先】 各高齢者相談センター（P12）

④ オレンジドクター

【内 容】 もの忘れ・認知症の相談が可能である医師として、広島県が認定した医師です。オレンジドクターのいる医療機関にはプレートが院内等に掲示されています。市ホームページを經由して、県ホームページ内のオレンジドクター名簿がダウンロードできます。

【問い合わせ先】 高齢者福祉課 電話 0848-67-6055

⑤ 認知症高齢者家族やすらぎ支援事業

【内 容】 在宅の認知症高齢者を、やすらぎ支援員が訪問し、見守りや話し相手などをして介護している家族を支援します。

【対 象 者】 認知症の人を介護している家族

【利 用 料】 1時間あたり100円（1回2時間 月10時間を限度とする）

【申し込み・問い合わせ先】

高齢者相談センター（P12）

高齢者福祉課 電話 0848-67-6055

三原市社会福祉協議会（P76）

⑥ 認知症カフェ

【内 容】 認知症の人（若年性認知症の人を含む）とその家族及び地域の人が気軽に参加し、お茶を飲みながら「ホッ」とする空間で、仲間づくりをしながら楽しい時間を過ごします。参加ご希望の人は各高齢者相談センターにご連絡ください。

【問い合わせ先】

各高齢者相談センター（P12）

高齢者福祉課 電話 0848-67-6055

⑦ 認知症高齢者等ひとり歩きSOS事業

【内 容】 認知症により行方不明になった人について、ご家族等から同意が得られた特徴等の情報を、事前に登録いただいている人にメールで配信します。（住所氏名等の個人情報を含みません。）

【問い合わせ先】 高齢者福祉課 電話 0848-67-6055

⑧ 認知症高齢者等GPS機器購入費等助成事業

【内 容】 認知症高齢者が利用するGPS機器やその付属品の購入又はレンタルにかかる初期費用を助成します。

【助成金額】 上限1万円

【問い合わせ先】 高齢者福祉課 電話 0848-67-6055

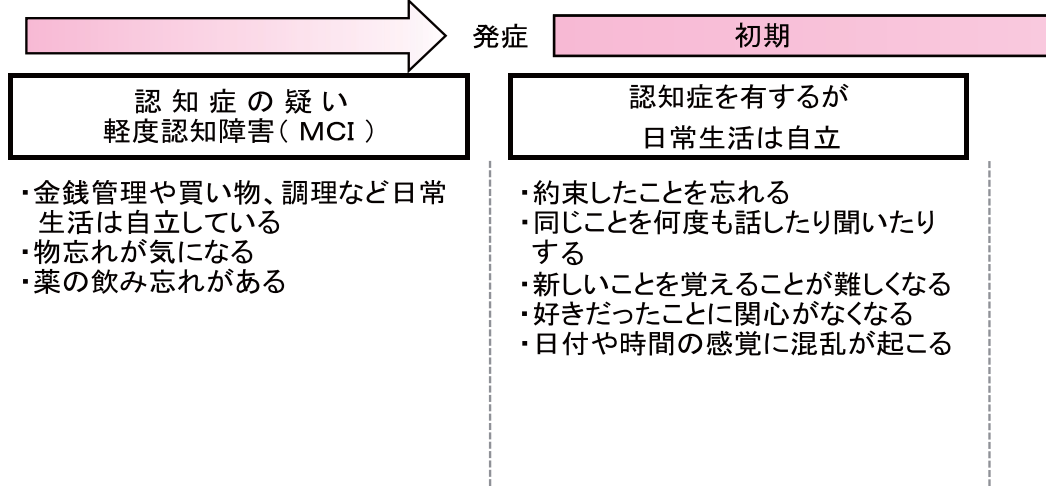
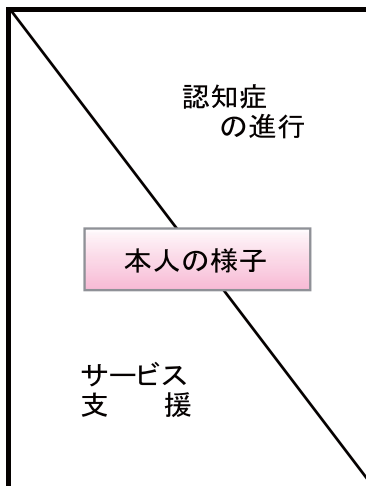
⑨ 認知症高齢者等事前登録制度

【内 容】 ひとり歩きにより事故にあう可能性のある認知症高齢者等の情報を市に登録し、担当圏域の地域包括支援センターと共有し、見守り等に活用します。

※事前登録者のうち、希望する人は、個人賠償責任保険に加入できます。

【問い合わせ先】 高齢者福祉課 電話 0848-67-6055

認知症の進行に合わせて受けられるサービスやその他の支援



医療

もの忘れ外来
認知症疾患医療センター
認知症初期集中支援チーム

介護

介護保険サービスを利用する
通所系サービスで運動やリハ
訪問してもらい、生活の支援

生活支援

ご近所お互い様活動「ほっとはーと」…(P74)
暮らしのお手伝い シルバー人材センター…
消費生活センター
介護保険以外の在宅福祉サービス
日常的な金銭管理のお手伝い 福祉サービス利用援助事業「かけはし」
成年後見制度…

家族支援

認知症高齢者家族やすらぎ支援事業…(P51)
認知症の人と家族の会

集いの場

老人クラブ…(P76)
ふれあい・いきいきサロン…(P74)
いきいき百歳体操…(P49)
認知症カフェ…(P51)

住まい

自宅の環境を整える(福祉用具貸与・福祉用具・サービス付き高齢者向け住宅…(P33)
養護老人ホーム…(P24)
有料老人ホーム / ケアハウス…(P33)
グループホーム……

中期

後期

誰かの見守りがあれば
日常生活は自立

- ・物を探すことが増える
- ・買い物、調理など今まで出来ていたことにミスが目立つ
- ・不安や戸惑いから感情が不安定になる
- ・電話での対応や訪問者の対応が一人では難しい

日常生活に
手助け・介護が必要

- ・自宅がわからなくなる
- ・着替えや食事、排泄がうまくいかなくなる
- ・知り合いがわからなくなる
- ・服装や身だしなみが乱れてくる
- ・「物を盗まれた！」などのトラブルが増える

常に介護が必要

- ・会話が成り立たない
- ・尿意や便意を感じにくくなる
- ・飲み込みが悪くなる
- ・反応が乏しくなる

ため、ケアプランを作成してもらう …(P 6 ~ 7)

ビリをする 入浴や食事のサービスを利用する …(P 19)

や介護をしてもらう …(P 15 ~ 18)

介護を受けられる施設を利用する …(P 22 ~ 24)

(P 78)

(P 54)

…(P 75)

(P 77)

…(P 76)

住宅改修) …(P 34 ~ 39)

(P 25)

介護保険施設 …(P 31 ~ 32)

介護保険以外の在宅福祉サービス

【問い合わせ先】 高齢者福祉課 電話0848-67-6055, 各高齢者相談センター高齢者相談窓口

	事業名	対象条件
1	ふれあい訪問給食サービス事業	65歳以上の単身または高齢者のみの世帯で虚弱及び疾病等の理由により見守りを要する人
2	ふれあい安心電話設置事業	65歳以上の単身世帯で心身が虚弱なため日常生活を営む上で常時注意を要する人
3	高齢者日常生活用具給付事業(自動消火器)	被保護世帯または所得税非課税の寝たきり高齢者, ひとり暮らし高齢者等防火等の配慮が必要な人
4	家族介護用品支給事業	高齢者, 同居家族が共に市民税非課税世帯で, 要介護3, 4または5と認定された在宅の高齢者と同居している家族
5	シルバーハウジング生活援助員派遣事業	小西北市営住宅(シルバーハウジング)入居者
6	敬老優待乗車証	三原市に居住している70歳以上の高齢者
7	敬老事業補助	地域において実施される敬老事業(75歳以上の高齢者)
8	敬老祝金	市内に居住する88歳, 100歳の高齢者
9	ごみ出し支援事業	市内に居住し, 世帯の全員が要介護(要支援)認定, または一定の等級以上の障害者手帳を所持している, ごみ出しが困難な人(介護サービスや生活支援によりごみ出しの支援が受けられる人を除く)



事業内容	
内容	利用料
安否確認及び栄養確保 月曜日～土曜日の1日1食（昼・夕食選択制）ただし、週5回まで（※地域によっては夕食の配食ができない場合があります。）	弁当代実費 1食600円
緊急通報装置貸与，携帯型緊急通報通話装置貸与	・緊急通報装置 レンタル実費 固定型 662円/月 携帯型 1,019円/月 ・電話料金実費
自動消火器給付	0円
紙おむつなどを購入できる「三原市家族介護用品購入助成券」を交付 要介護3の人を介護している場合 月額3,000円分，要介護4・5の人を介護している場合 月額6,000円分	
生活援助員の派遣	前年所得税年額により負担が異なる
市内運行バス優待乗車証の交付	1回100円
運営の一部を補助	
88歳（10,000円），100歳（50,000円）	
ごみの戸別収集	0円

保健サービス

(1) 健康増進事業

健康で元気に過ごすために、『生活習慣病予防』と『健康づくり』を推進します。

【問い合わせ先】

保健福祉課（市役所 1 階）	電話 0848-67-6053
本郷保健福祉センター	電話 0848-86-3609
久井保健福祉センター	電話 0847-32-8551
大和保健福祉センター	電話 0847-34-0960

① 健康教室

◎健康づくりや生活習慣病予防のための教室を実施します。

お問い合わせは、保健福祉課または各保健福祉センターまで。

◎「健康・食育みはらプラン」に基づき『健康づくり』を推進するための各種の講演会を開催しています。詳細は広報やチラシをご覧ください。

② 健康相談

保健福祉センターや地域の集会所などで血圧測定などの身体のチェックを行い、保健師・看護師・栄養士等による個別相談を行います。

申し込み・お問い合わせは、保健福祉課または各保健福祉センターまで。



③健康診査

職場等で健康診査を受ける機会のない人を対象に、身体の状態をチェックし、生活習慣の見直しや、がんなどの病気の早期発見・早期治療に役立てましょう。

【健診の種類と申し込み方法等】

種 類	日 程	申し込み方法
① 医療機関での個別健診 (健診実施医療機関)	6月～3月 (診療時間内)	直接、病院へ予約
② 地域での集団健診 (検診バス)	7月・10月・2月	5月号・8月号・12月号 の広報をご覧ください
③ 休日健診 (三原市医師会病院)	10月・3月 (要確認のこと)	直接、三原市医師会病院 (0848-67-7030)へ予約

※①・②・③のいずれかの方法で、年に一度は健診を受けましょう！

※詳細は広報やチラシでご確認ください。

※三原市の健診としては、年度内（6月～3月末）に1回のみ受診可能です。

※受診できる検査項目は、医療機関で異なりますので、予めご確認ください。

※70歳以上の人は、B型、C型肝炎ウイルス検診及びがん検診は無料となります。

ただし、胃カメラと肺低線量CTは無料になりません。

※生活保護世帯の人は、すべての健診が無料、市民税非課税世帯の人は、B型、C型肝炎ウイルス検診及びがん検診が無料です。ただし、胃カメラと肺低線量CTは無料になりません。事前に住所氏名が確認できるものを持参のうえ、保健福祉課(市役所1階)または各保健福祉センターで健康診査受診券(無料券)の交付を受けてください。

【健診項目】

項 目	対 象	
基本健康診査	20歳～39歳 及び後期高齢者 医療被保険者	身体計測・血圧測定・検尿・血液検査・医師の 診察
B型・C型肝炎 ウイルス検診	40歳以上の 未受診者	血液検査によるB型・C型肝炎ウイルス感 染の可能性の有無（生涯1回限り）
各種がん検診	20歳以上	子宮頸がん検診
	40歳以上	大腸がん検診 肺がん検診（レントゲンまたは肺低線量CT） 乳がん検診（マンモグラフィ検査） 胃がん検診（バリウムまたは胃カメラ検査）
	50歳以上	前立腺がん検診

※40歳～74歳の特定健診については、各医療保険者によって実施されますので、詳しくは各医療保険者にお問い合わせください。生活保護受給者の人は、年齢にかかわらず、基本健康診査の対象になります。障害認定を受けている65歳～74歳の人は基本健診が受診できます。

(2) その他の健康増進事業

① 食生活改善講習会

食生活改善推進員が、町内会・女性会・サロン・老人クラブ等各種グループなどに働きかけ、地域で食生活改善の講習会を行います。申し込みは、食生活改善推進員または保健福祉課まで。

② 出前講座

保健師・栄養士等が、希望されるグループ・地域に出向き、健康相談、健康づくりの話や運動の実践を行います。オンラインでの対応も可能です。申し込みは保健福祉課または各保健福祉センターまで。

③ インフルエンザの予防接種

対象者：次のいずれかに該当し、予防接種を希望する人

- ① 接種日に65歳以上の人
- ② 接種日に60歳以上65歳未満の人で、心臓、腎臓、呼吸器機能に重い障害があり、日常生活が極度に制限されている人及びヒト免疫不全ウイルスによって免疫機能が低下し、日常生活がほとんど不可能な人
(おおむね身体障害者手帳1級相当)

実施医療機関 広島県広域予防接種実施医療機関

料金 1,500円

※対象者のうち生活保護世帯及び市民税非課税世帯の人は、事前に保健福祉課及び本郷・久井・大和保健福祉センターへ申請すると、免除されます。なお、介護保険料段階が1・2・3に該当する人は、介護保険料納付通知書兼更正通知書(介護保険料内訳のページ)の写しを市内医療機関の窓口提出すれば、事前申請の必要はありません。

④ 歯周疾患検診

対象者：40・50・60・70歳(対象者に個別通知)

実施歯科医療機関：個別通知に記載

料金：無料

内容：歯と歯周組織の検査

⑤ 肺炎球菌の予防接種

対象者：次のいずれかに該当し、予防接種を希望する人

- ①今年度に65歳，70歳，75歳，80歳，85歳，90歳，95歳，100歳になる人
- ②60歳以上65歳未満の人で，心臓，腎臓，呼吸器機能に重い障害があり，日常生活が極度に制限されている人及びヒト免疫不全ウイルスによって免疫機能が低下し，日常生活がほとんど不可能な人
(おおむね身体障害者手帳1級相当) ※インフルエンザと同様

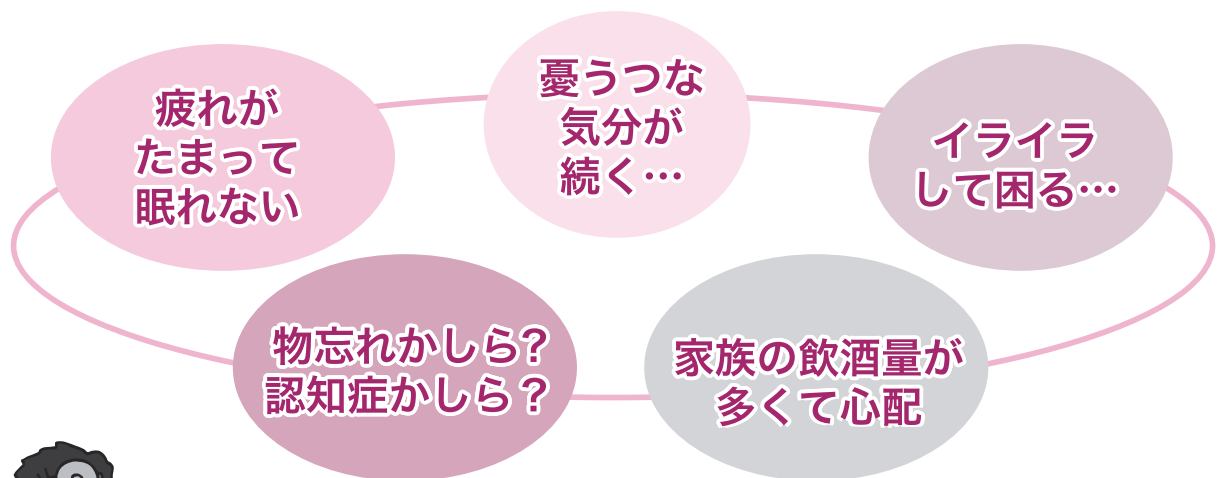
実施医療機関 広島県広域予防接種実施医療機関

料金 3,000円

- ※対象者には接種券と予診票を送付します(6月下旬を予定)。市民税課税世帯の人は接種券と予診票を実施医療機関に持参して，接種してください。
- ※対象者のうち生活保護世帯及び市民税非課税世帯の人は，事前に保健福祉課及び本郷・久井・大和保健福祉センターへ申請すると，免除されます。
- ※過去に肺炎球菌の予防接種(ニューモバックス)を受けたことがある人は対象外です。

⑥ こころの健康相談

◎各保健福祉センターで次のような『こころ』の問題に関する相談に精神科医師・臨床心理士が応じます。日程を広報で確認のうえ，相談日の1週間前までに保健福祉課または各保健福祉センターへご予約ください。



そんな時，相談に応じます！

精神科医師・臨床心理士

☆相談には，本人・家族など，どなたが来られてもかまいません。

※治療中の人は，主治医へご相談ください

☆秘密厳守です。安心してご相談ください。

◎その他，保健師が個別に精神保健相談・訪問を随時行っています。
保健福祉課または各保健福祉センターへ問い合わせてください。

障害者の福祉について

(1) 手帳

障害のある人に、一貫した相談指導を行うとともに、自立や社会参加をすることを目的としていろいろな援助を受けやすくするために手帳の交付制度があります。

① 身体障害者手帳

【対象者】

視覚，聴覚，平衡機能，音声・言語・そしゃく機能，肢体（上肢・下肢・体幹等），心臓，じん臓，肝臓，呼吸器，ぼうこう・直腸，小腸，ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の永続的な障害のある人が対象になります。

【内容】

身体障害のある人が，施設入所・福祉サービス・医療費の助成・運賃割引などの各種制度を利用するときに必要な手帳です。

障害の程度によって1級から6級までの手帳が交付されます。

【申請に必要なもの】

- ◎県知事の指定した医師による所定の診断書
- ◎写真（縦4cm×横3cm）最近6か月以内に撮影のもの2枚（カラーでも白黒でもよい）

【相談窓口・問い合わせ先】

障害者福祉課 電話 0848-67-6060



② 療育手帳

【対象者】

知的機能の障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ，日常生活に支障が生じているため，何らかの特別の支援を必要とする状態にあり，県こども家庭センターにおいて，知的障害と認められた人（年齢制限等はなし）

【内容】

知的障害のある人が，施設入所・福祉サービス・医療費の助成・運賃割引などの各種制度を利用するときに必要な手帳です。

障害の程度によって ㉠（最重度）A（重度）㉡（中度）B（軽度）の手帳が交付されます。

【申請に必要なもの】

- ◎写真（縦4cm×横3cm）最近6か月以内に撮影のもの1枚（カラーでも白黒でもよい）

【相談窓口・問い合わせ先】

障害者福祉課 電話 0848-67-6060

③ 精神障害者保健福祉手帳

【対象者】

精神疾患を有する人（知的障害を除く）のうち、長期にわたり日常生活や社会生活に制約がある人で、入院・外来の別にかかわらず、希望者が申請できます。精神科の病院の初診から6ヵ月を経過した人が対象になります。

【内容】

等級は障害の程度によって1級から3級まであります。手帳を持っていると次のサービスが受けられます。

◎所得税や市民税の減免など、税制上の優遇措置が受けられます。

◎県内（三原市内を含む）路線バス、広島電鉄電車、アストラムラインの運賃割引が受けられます。

【申請に必要なもの】

◎医師の診断書（精神障害を支給理由とする障害年金を受けている場合は、診断書のかわりに年金証書の写しでもよい）

◎写真（縦4cm×横3cm）最近1年以内に撮影のもの1枚（カラーでも白黒でもよい）

※写真については、希望者のみ添付してください。

【相談窓口・問い合わせ先】

障害者福祉課 電話 0848-67-6060

(2) 手 当

特別障害者手当

【内容】

心身に著しく重度の障害があるために、日常生活において常に特別な介護を必要とする障害の状態にある在宅の20歳以上の人に支給します。

ただし、所得による支給制限があります。

月額 27,980円（R5.4月～）

【相談窓口・問い合わせ先】

障害者福祉課 電話 0848-67-6060



(3) 医 療

① 重度心身障害者医療費助成制度

【対象者】

- ・身体障害者手帳1～3級を持っている人
- ・療育手帳 "A", "A", "B" を持っている人です。
- ・精神障害者保健福祉手帳1級を持っている人で、自立支援（精神通院）の受給者証を持っている人

【内 容】

重度の心身障害者（児）が医療機関で医療を受けた場合の自己負担額相当額（入院時の食事にかかる標準負担額相当額を除く）から一部負担金を除いた額を助成します。

ただし、所得による支給制限があります。

1 医療機関ごとに1日200円の一部負担金が必要です。

（負担の月額上限は、入院の場合14日、通院の場合4日）

（※精神障害者保健福祉手帳1級を持っている人は、通院のみ助成対象。入院は助成対象外）

【相談窓口・問い合わせ先】

障害者福祉課 電話 0848-67-6060



② 自立支援医療制度

【対象者】

従来の精神通院医療，育成医療，更生医療の対象となる人と同様の疾病を有する人（一定所得以上の者は除く。）が対象になります。

【内 容】

自己負担については，原則として医療費の1割負担となります。

ただし，世帯の所得水準等に応じて一月あたりの負担に上限額を設定するなどの負担軽減策が講じられています。

入院時の食事（標準負担額相当）については，原則自己負担となります。

【相談窓口・問い合わせ先】

障害者福祉課 電話 0848-67-6060

(4) 福祉サービス

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づき、障害がある人（難病患者も含む）を対象とした福祉サービスがあります。個々に勘案すべき事項（障害の種類や程度、居住等の状況、サービスの利用に関する意向等）及びサービス等利用計画案をふまえ、個別に支給決定が行われます。なお、サービスの種類によって、利用できる期間があるものや、対象者の年齢や障害支援区分等に条件があります。

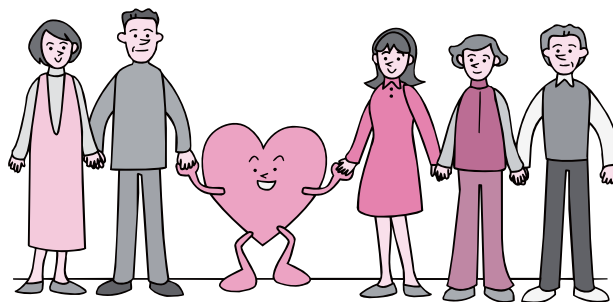
① サービス利用の対象となる人

- ・ 身体障害者手帳を所持している人
- ・ 療育手帳を所持している人
- ・ 精神保健福祉手帳を所持している人
- ・ 難病患者の人（対象疾患361疾患）

※知的障害、精神障害（発達障害を含む）の人は、手帳を所持していなくても、医師の意見書等により障害を有していることが認められれば申請できます。

※対象疾患により日常生活に支障がある難病の人は、身体障害者手帳の所持の有無に関わらず必要と認められた障害福祉サービス等の受給が可能です。対象疾患に罹患していることがわかる証明書（診断書又は特定疾患医療受給者証等）を持参してください。（対象疾患については、障害者福祉課67-6060にお問い合わせください）

※介護保険制度の対象者は、介護保険のサービスを優先して利用していただくことになります。



②対象となるサービス

介護給付

サービス		サービス内容	身体	知的	精神
居宅介護	身体介護	自宅で入浴,排せつ及び食事等の介助,その他必要な身体の介護。	○	○	○
	家事援助	家事(調理,買物,洗濯,掃除など),相談,助言に関すること。	○	○	○
	通院等介助	通院等のための屋内外における移動の介助,通院先での受診等の手続き,移動の介助。	○	○	○
	通院等乗降介助	通院等のため,ヘルパーが運転する車への乗車または降車の介助をともなう通院の介助。	○	○	○
重度訪問介護	食事や排せつなどの身体介護,調理や洗濯などの家事援助,外出時における移動支援。	重度の肢体不自由者 知的障害者・精神障害者			
行動援助	障害により行動上著しい困難がある人に対しての,外出時及び外出の前後の支援。	—	○	○	
同行援助	重度の視覚障害により,著しい困難がある人に対しての,外出時に必要とする支援。	重度の視覚障害者			
重度障害者等包括支援	介護の必要性が高い人に,居宅介護等複数のサービスを包括的に提供。	常時介護を有する障害者			
短期入所	介護者が病気の場合などに,短期間,夜間も含め施設で入浴,排せつ,食事の介護など(宿泊を伴うもの)を行う。	○	○	○	
生活介護	昼間,施設で入浴,排せつ,食事の介護,創作的活動や生産活動を行う。	○	○	○	
療養介護	医療機関で機能訓練,療養上の管理,看護,医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行う。	○	○	—	
施設入所支援	施設入所者に,夜間や休日,入浴,排せつ,食事等の介護を行う。	○	○	○	

訓練等給付

サービス	サービス内容	身体	知的	精神
自立訓練 (機能訓練)	施設や居宅で、理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。	○	○	○
自立訓練 (生活訓練)	施設や居宅で、入浴、排せつ及び食事等の自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。	○	○	○
就労移行支援	就労を希望する者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。	○	○	○
就労継続支援A型 (雇用型)	一般企業での就労が困難な者を雇用して就労の機会を提供し、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。	○	○	○
就労継続支援B型 (非雇用型)	一般企業での就労が困難な者に、就労の機会を提供し、生産活動その他の活動の機会を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。	○	○	○
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した者で、生活面等の課題解決が必要な場合に、指導・助言・連絡調整等を行う。	○	○	○
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへ移行した者に対して、定期的に居宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う。	○	○	○
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事等の介護等や、相談・日常生活上の援助を行う。	○	○	○

地域生活支援事業

サービス	サービス内容	身体	知的	精神	児童
移動支援	外出時の移動の介護,外出時の付き添い。 (通院,通勤,通年にわたる外出は対象外)	○	○	○	○
日中一時支援	介護者の負担軽減など一定時間の利用。 (日中利用)	○	○	○	○
地域活動支援 センター	昼間、施設で創作的活動や生産活動を行う。	○	○	○	○
福祉ホーム	現に住居を求めている障害者に対し、低額な料金で居室その他の設備を利用させ、日常生活に必要な援助を行う。	○	○	○	—
意思疎通支援	意思疎通を図ることに支障がある障害者に対し、意思疎通を円滑にする支援を行う。(手話通訳者・要約筆記者の派遣,手話通訳者の配置,重度コミュニケーション支援)				

③ サービス利用の手続き

サービスを利用するには、まず市の障害者福祉課へ申請をして、「支援が必要である」との決定を受ける必要があります。

① サービスの情報収集や障害者相談窓口へ行って、相談をします。

サービスを利用したい時や情報が欲しいときは、市の障害者福祉課や相談支援事業所（P67 参照）に相談します。介護保険対象者は、ケアマネジャーに相談してください。

② 市へ支給申請をします。

市の障害者福祉課に支給申請をします。その時に、所得に関する資料の提出をお願いする場合があります。申請書は相談支援事業所にも置いてあります。

③ 調査員が訪問し、聞き取り調査をします。

心身の状況を判定するため、聞き取り調査を行います。また、サービスの利用意向についても聞き取ります。介護給付の利用申請をされた場合は、市から主治医に意見書を求めます。

④ 障害支援区分が認定されます。

聞き取り調査と主治医の意見書に基づき、障害支援区分認定審査会において障害支援区分が認定されます。障害支援区分認定審査会は、障害保健福祉をよく知る委員で構成されています。※訓練等給付と地域生活支援事業については、障害支援区分の認定は行いません。

⑤ サービス等利用計画案の作成および提出を依頼します。

利用者は、サービス等利用計画案の作成および市への提出を依頼してください。

⑥ サービスの支給量を決定し、受給者証が交付されます。

社会活動や介護者、居住等の状況、サービスの利用意向を勘案し、支給量（回数や時間／月）を決定します。受給者証には、支給期間や利用できるサービスの種類や支給量、利用者負担額・障害支援区分が記載されます。

④サービスの利用

支給決定を受けたら、事業者と契約を結び、サービスを利用します。

①自分が利用したい事業者を決めます。



事業者の説明をよく聞いて、自分にあった事業者を選んでください。

②よく説明を聞いて、契約を結びます。



利用者と事業者が「対等な」立場で、契約を結びます。契約の際には、「重要事項説明書」といわれるサービス内容の重要な項目について、具体的に説明した書類が渡されます。分からない点があったら、遠慮せずに、納得できるまで質問してください。

③サービスを利用します。

事業者と「個別支援計画」を作成します。

よく話し合って、作成してください。

サービスの内容に疑問や不満がある時は、施設や事業者に設置されている「苦情受付担当者」に言いましょう。

◎「苦情受付担当者」は各事業所に設置されることになっています。

◎困ったときは〈相談支援事業所〉も相談に応じてくれます。

相談支援事業所

事業所名	所在地	電話番号
障害者生活支援センター ドリームキャッチャー	三原市城町1丁目2番1号 サン・シープラザ3階	(0848)63-3319
地域生活支援センター さ・ポート	三原市港町3丁目19番6号 3階	(0848)62-1736
きぼう相談支援事業所	三原市明神1丁目18番1号	(0848)63-4563
Piano 2相談支援事業所	三原市宮浦3丁目6番2号	(0848)67-1528
NPO法人けんけん・ぱ	三原市円一町3丁目10番3号	(0848)61-5538
障害者相談支援センター タクト	三原市本郷北3丁目4番4号	(0848)86-2188
寿波苑障害者相談支援事業所	三原市須波ハイツ4丁目15番1号	(0848)69-0568
のぞみ相談支援事業所	三原市西野3丁目8番18号	(0848)29-7800
相談支援事業所 のぶき	三原市本郷町南方21134番地1	080-4558-1845
相談支援事業所 くるみ	三原市大和町大草9061番地	080-4551-3892
相談支援事業所ヴァンベール	三原市中之町6丁目31番1号	(0848)64-7851
相談支援事業所 かえで	三原市宮浦4丁目10番10号	080-8243-0866
やささ相談支援事業所	三原市中之町5丁目3番7号	(0848)67-7101
ピッコロ相談支援事業所	三原市深町480番地1	(0848)36-6107
アップル介護サービス相談支援事業所	三原市本町1丁目7番32号	(0848)36-5544

※詳しくは、障害者福祉課へお問い合わせください。

【相談窓口・問い合わせ先】

障害者福祉課 電話 0848-67-6060

⑤ 介護保険と障害福祉サービス

- 1) 障害がある人が介護保険の適用を受けられる場合（65歳以上、特定疾病による場合は40歳から64歳まで）は、介護保険サービスを優先して利用することになります。
- 2) 介護保険給付を受けることができる場合であっても、介護保険給付の利用限度額等の制限等により、市が必要と認めるサービス量を確保できない場合は、一定の要件を満たせば不足する部分を障害福祉サービスで受けることができます。
- 3) 介護保険の要介護認定の結果、非該当と判定された人で、障害福祉サービスによる支援が必要と認められる場合は、障害福祉サービスを受けることができます。
- 4) サービス内容や機能から、介護保険サービスに相当するものがないサービス（行動援護、自立訓練、就労継続支援等）について市が必要と認めた場合は、障害福祉サービスを利用できます。

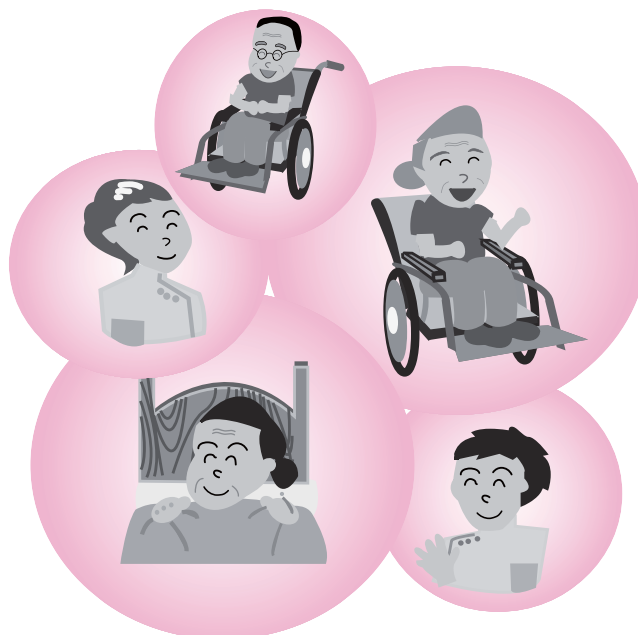
【相談窓口・問い合わせ先】

介護保険対象の人は、利用にあたってケアマネジャーにご相談ください。

介護保険対象外の人は、

障害者福祉課 電話 0848-67-6060

又はP67の相談支援事業所にご相談ください。



(5) 補装具・日常生活用具の給付・貸与

① 補装具の交付・修理

【対象者】

身体障害者手帳の交付を受けている人、又は難病患者等。

【内容】

障害を補うために必要とされる用具（補装具）の交付（購入・貸与）や修理を行います。

費用は、原則1割の定率負担で、所得に応じた負担上限額が設定されています。

【種目】

障害別	補装具の名称
視覚	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚	補聴器、人工内耳用音声信号処理装置（修理のみ）
肢体不自由者・児	義肢、装具、座位保持装置、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ、重度障害者用意思伝達装置
肢体不自由児	座位保持いす、起立保持具、頭部保持具、排便補助具

※介護保険の認定を受けている人は、車いす、歩行器、歩行補助つえについては、既製品の場合、介護保険の保険給付となります。それ以外の場合は、補装具として給付を受けることができます。

② 日常生活用具の給付又は貸与

【対象者】

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人、又は難病患者等。

※介護保険で購入又はレンタルが可能な場合は、介護保険制度が優先されます。

【内容】

在宅障害者の日常生活がより円滑に行われるよう次の用具の給付を行っています。用具の種目によって、助成の条件が異なります。

費用は、原則1割の定率負担で、所得に応じた負担上限額が設定されています。

【種 目】

種 目	日常生活用具の名称 (品目)
介護・訓練支援用具	特殊寝台(訓練用ベッド), 特殊マット, 特殊尿器, 入浴担架, 体位変換器, 移動用リフト, 訓練いす
自立生活支援用具	入浴補助用具, 便器, 頭部保護帽, T字状・棒状の杖, 移動・移乗支援用具, 特殊便器, 火災警報器, 自動消火器, 電磁調理器, 歩行時間延長信号機用小型送信機, 聴覚障害者屋内信号装置
在宅療養等支援用具	透析液加温器, ネブライザー (吸入器), 電気式たん吸引器, 酸素ポンベ運搬車, 視覚障害者用体温計 (音声式), 視覚障害者用体重計, パルスオキシメーター
情報・意思疎通支援用具	ICタグレコーダー, 携帯用会話補助装置, 情報・通信支援用具, 点字ディスプレイ, 点字器, 点字タイプライター, 視覚障害者用ポータブルレコーダー, 視覚障害者用活字文書読上げ装置, 視覚障害者用拡大読書器, 視覚障害者用時計, 聴覚障害者用通信装置, 聴覚障害者用情報受信装置, 人工喉頭, 点字図書
排泄管理支援用具	ストマ用装具, 紙おむつ等, 収尿器
住宅改修費	居宅生活動作補助用具

※介護保険の認定を受けている人は, 特殊寝台, 特殊マット, 体位変換器, 移動・移乗支援用具, 移動用リフト, 特殊尿器, 入浴補助用具, 便器, 住宅改修については, 介護保険の保険給付となります。それ以外の品目については, 日常生活用具給付制度から受けることができます。

※難病患者等で給付対象者となる品目は, 便器, 特殊マット, 特殊寝台, 特殊尿器, 体位変換器, 歩行支援用具, 入浴補助用具, 電気式たん吸引器, ネブライザー, 移動用リフト, 居宅生活動作補助用具, 特殊便器, 訓練用ベッド, 自動消火器, パルスオキシメーターとなります。

【相談窓口・問い合わせ先】

障害者福祉課 電話 0848-67-6060

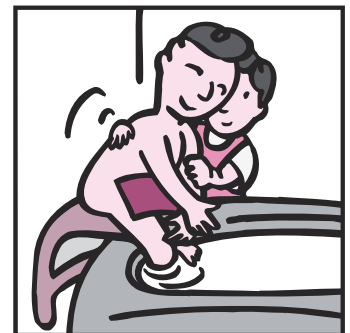
(6) 身体障害者訪問入浴サービス

【内 容】

訪問入浴車により利用対象者の家庭に訪問し, 入浴サービスを行います。

【対象者】

三原市に住所を有する在宅の身体障害者で, 介護者による入浴の介助が困難な状態にあり, 入浴が可能と認められる健康状態にある者 (ただし, 介護保険で同様のサービスを受けられる者は除く)。



【利用負担金】

原則1割の定率負担で, 所得に応じた負担上限額が設定されています。

【相談窓口・問い合わせ先】

障害者福祉課 電話 0848-67-6060

その他の福祉施策・制度

(1) 原爆被爆者の援護について

① 介護保険サービスに対する利用助成

対象サービス		利用方法	支給対象経費
介護給付	居宅サービス	訪問介護（※所得制限あり） （ホームヘルプサービス）	被爆者健康手帳と被爆者訪問介護利用助成受給者証等を提示 被爆者健康手帳を提示（提示しわすれて、利用者負担金を支払った場合は、あとで払い戻しを受けることができます。）
		通所介護（デイサービス）	
		短期入所生活介護 （ショートステイ）	
	地域密着型サービス	認知症対応型通所介護	
		地域密着型通所介護	
		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
		小規模多機能型居宅介護	
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護 看護小規模多機能型居宅介護	
	認知症対応型共同生活介護		
施設サービス	介護老人福祉施設		
予防給付	介護予防サービス	介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）	被爆者健康手帳を提示（提示しわすれて、利用者負担金を支払った場合は、あとで払い戻しを受けることができます。）
	地域密着型介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護	
		介護予防小規模多機能型居宅介護	
		介護予防認知症対応型共同生活介護	
介護予防・日常生活支援総合事業	通所型サービス	介護予防相当通所サービス（第1号通所事業のうち、旧介護予防通所介護に相当するサービス）	
	訪問型サービス	介護予防相当訪問サービス（第1号訪問事業のうち、旧介護予防訪問介護に相当するサービス） （※所得制限あり）	被爆者健康手帳と被爆者訪問介護利用助成受給者証等を提示

※訪問介護及び介護予防相当訪問サービスは、生計中心者が所得税非課税世帯に属する人が対象となります。また、助成を受けるには、「被爆者訪問介護利用助成受給者証」又は介護保険の「訪問介護利用者負担減額認定証」が必要です。

② 介護保険サービスに対する医療の給付

対象サービス		利用方法	支給対象経費	
介護給付	居宅サービス	訪問看護	被爆者健康手帳を提示（提示しわすれて、利用者負担金を支払った場合は、あとで払い戻しを受けることができます。）	介護保険サービスに要した保険給付対象費用の利用者負担
		訪問リハビリテーション		
		居宅療養管理指導		
		通所リハビリテーション		
	短期入所療養介護			
	施設サービス	介護老人保健施設		
介護療養型医療施設				
介護医療院				
予防給付	介護予防サービス	介護予防訪問看護		
		介護予防訪問リハビリテーション		
		介護予防居宅療養管理指導		
		介護予防通所リハビリテーション		
		介護予防短期入所療養介護		

③ 被爆者への福祉用具貸与・購入費補助制度

(財)広島原爆障害対策協議会では、被爆者の人への援護福祉事業として介護保険法に定める福祉用具利用料の補助制度を実施しています。

【対象者】

広島県内に居住する被爆者で介護保険法に定める福祉用具利用者のうち市民税非課税世帯の人。ただし、生活保護世帯の人は対象外です。

【支給額】

貸与・購入に伴う自己負担金額の2分の1相当額（年2万円を限度）

【手続き】

年度ごとにまとめて所定の申請書に必要書類を添付し、翌年度末までに（財）広島原爆障害対策協議会へ提出（郵送可）

【必要書類】

- ・介護保険証のコピー
- ・市民税非課税世帯であることを証明するもの（市民税課税証明書等）
- ・自己負担額の領収書（購入の場合は自己負担額がわかるものを添付）
- ・補助金振込み先の預金通帳のコピー

【問い合わせ先】

(財) 広島原爆障害対策協議会 総務課

〒730-0052 広島市中区千田町三丁目8-6

電話 082-243-2451

FAX 082-241-0414

(2) 難病医療費助成制度について

原因が不明で治療方法が確立していないいわゆる難病のうち、厚生労働大臣が定める疾病を指定難病として、病態など一定の基準を満たす人に対して、医療費の負担軽減のため、特定医療費（指定難病）受給者証を交付し、医療費の自己負担部分について公費負担を行います。

	内 容
対象疾患	338疾病（令和3年11月1日現在）
対象者	<p>次の1と2の両方の要件を満たす人が対象となります。</p> <p>1 指定難病に罹患している人（国の定めた「診断基準」を満たす人）</p> <p>2 次のいずれかに該当する人</p> <p>a 病状が一定の基準を満たす人（国の定めた「重症度分類」を満たす人）</p> <p>b aに該当しないが、「軽症高額」に該当する人</p>
公費負担の範囲	<p>1 公費負担の対象となる医療費 指定医療機関で受けた、受給者証に記載された指定難病及び当該指定難病に付随して発生する傷病に関する医療及び介護が対象となります。</p> <p>2 支給対象となる医療の内容</p> <p>(1) 診察</p> <p>(2) 薬剤の支給</p> <p>(3) 医学的処置, 手術及びその他の治療</p> <p>(4) 居宅における療養上の管理及びその治療に伴う世話その他の看護</p> <p>(5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護</p>

	内 容
公費負担の範囲	<p>3 支給対象となる介護の内容</p> <p>(1)訪問看護 (2)訪問リハビリテーション (3)居宅療養管理指導 (4)介護療養施設サービス(居住費, 食費は対象外) (5)介護予防訪問看護 (6)介護予防訪問リハビリテーション (7)介護予防居宅療養管理指導 (8)介護医療院サービス</p> <p>4 その他 入院時の標準的な食事療養及び生活療養に係る負担については, 患者負担です。</p>

【申請等について】

新規申請, 変更手続き, 転入手続き, 償還払い等については, 次のお問い合わせ先にご連絡ください。

- お問い合わせ先
広島県東部保健所 保健課健康増進係
〒722-0002
尾道市古浜町 26-12
電話 0848-25-4641

三原市社会福祉協議会の事業・サービス

	事 業	電 話	FAX	内 容
1	ふれあい・いきいきサロン	0848-63-0570	0848-63-0599	<p>地域内のつながりの希薄化などによる孤立を予防し, お互いに気持ちよく助け合える地域づくりを図るため, 地域住民同士が, 気軽に, 無理なく集える場づくりとして, ふれあい・いきいきサロン活動を推進・支援しています。</p> <p>※参加費が必要な場合があります。</p>
2	ご近所 お互いさま活動 ほっとはーと	0848-63-0570	0848-63-0599	<p>日常生活にあるちょっとした困りごとを協力員の手伝いにより一緒に解決しようとする助け合いの活動です。</p> <p>1時間あたり 300円 1回につき2時間まで</p>
3	高齢者福祉に関する事業	0848-63-0570	0848-63-0599	<p>◎男性一人暮らし高齢者・男性介護者料理講習 (サン・シープラザ調理実習室) 月1回 300円</p>

	事業	電話	FAX	内容
4	自立相談 支援センター みはら	0848- 67-4568	0848- 63-0599	生活、お金、仕事のこと等、困りごとや不安を抱えている人の相談窓口です。自立した生活が送れるように一緒に計画を立て支援します。 相談や計画作成は無料です。 1 自立相談支援事業 2 家計改善支援事業 3 住居確保給付金事業
5	三原市 権利擁護連携 支援センター	0848- 29-9000	0848- 63-0599	病気や障害などの理由で、適切な判断が難しい人への権利擁護支援をしている専門職の方々へ支援を行います。
6	障害者 生活支援センター ドリーム キャッチャー	0848- 63-3319	0848- 63-3359	障害のある人やその家族が住み慣れた地域でよりよい生活を送っていただけるよう、日常生活での悩み事などの相談に応じます。必要な障害福祉サービスの情報提供、専門機関の紹介、関係機関との連絡調整などを行います。
7	福祉サービス利用 援助事業 かけはし	0848- 63-0570	0848- 63-0599	自分ひとりで契約などの判断をすることが不安な人や、日々の暮らしに必要なお金の管理に困っている人などが利用できます。 相談や支援計画の作成は無料です。 1 福祉サービス利用時の手伝い・日常的な金銭管理の手伝い 1回あたり 2時間程度1,500円 2 通帳などのお預かりサービス 1ヶ月 1,500円
8	福祉用具 レンタル事業	0848- 63-0570	0848- 63-0599	在宅で福祉用具が必要な高齢者、障害がある人に福祉機器をレンタルします。 年額 ベッド 3,000円 車いす 1,000円 ※別途、搬入・搬出費用や消毒費の負担が必要です。 ※介護認定を受けておられる人は介護保険の福祉用具貸与サービスを優先させていただきます。
9	三原市ボランティア・ 市民活動サポート センター	0848- 67-9339	0848- 63-0599	ボランティア活動・NPO等市民活動に関わる相談・情報提供・連絡調整等を行います。

三原市社会福祉協議会

	センター名	所在地	電話番号	F A X
1	三原地域センター	城町1丁目2-1 三原市総合保健福祉センター (サン・シープラザ4F)	0848- 63-0570	0848- 63-0599
2	本郷地域センター	本郷南5丁目23-1 三原市本郷保健福祉センター内	0848- 86-3607	0848- 60-6064
3	久井地域センター	久井町和草1906-1 三原市久井保健福祉センター内	0847- 32-7101	0847- 32-5011
4	大和地域センター	大和町和木1538-1 三原市大和保健福祉センター内	0847- 34-1214	0847- 35-3020

その他

		電 話	FAX	内 容
その他	三原市老人クラブ 連合会事務局	0848-67-5830	0848- 67-5830	各種行事・研修会等に協力し、活動の促進を図ります。

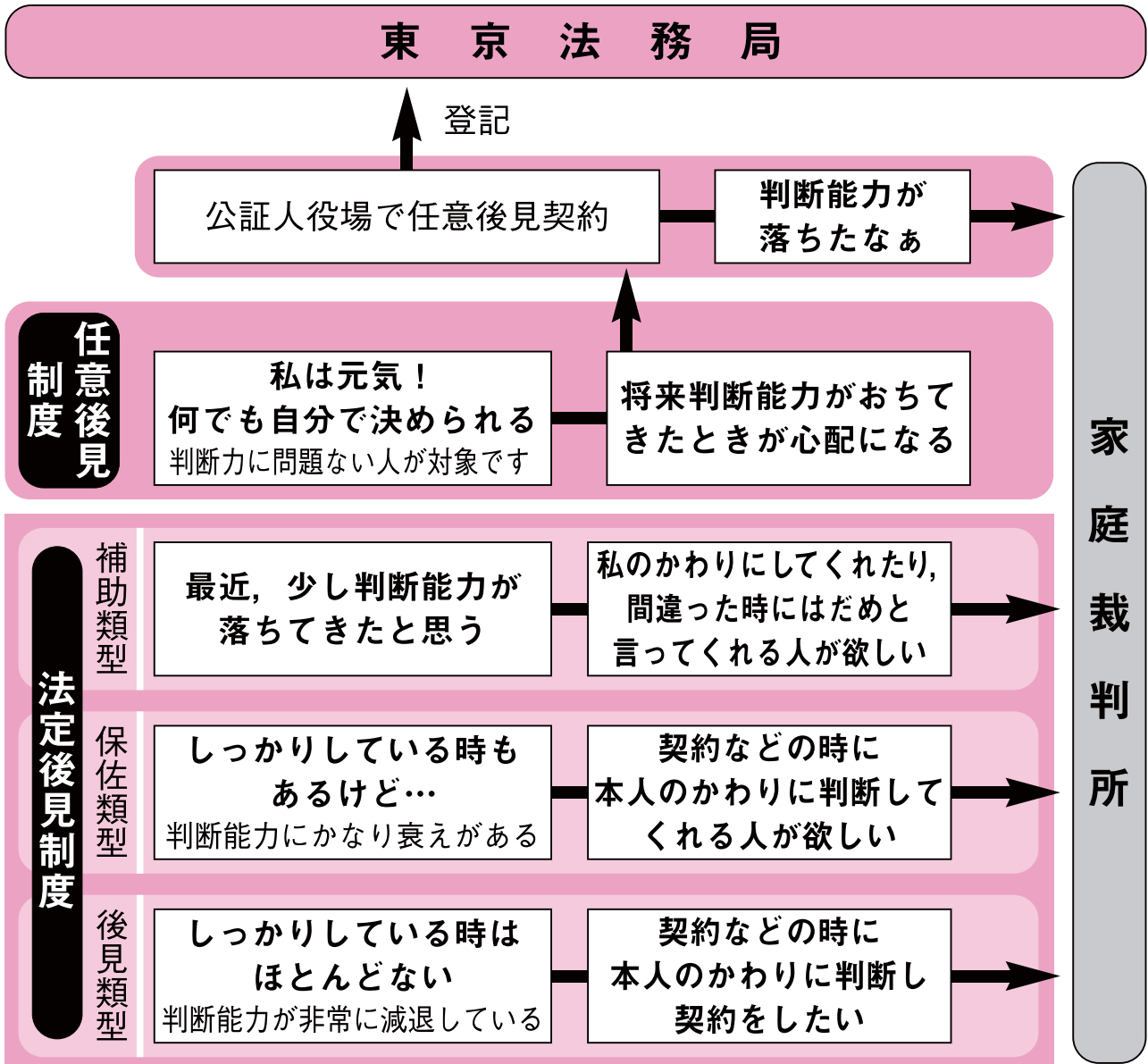
		電 話	FAX	内 容
介護者家族のつどい	三原市認知症の人 と家族の会	0848- 63-0570	0848- 63-0599	家族を介護されている人、これから 家族の介護が始まりそうな人の悩み やいろいろな相談ができる場です。 定例会開催日は、お問い合わせくだ さい。
	久井町家族介護者を 支える 「どんぐりの会」	0847- 32-7101	0847- 32-5011	
	大和認知症の人を 支える家族の会 「えがおの会」	0847- 34-1214	0847- 35-3020	
	家族介護者支援 ボランティア 「かたつむりの会」	0848- 86-3607	0848- 60-6064	
	認知症の方の 男性介護者家族の会 「ケアメン隆景」	0848- 61-5515	0848- 64-5083	

成年後見制度

成年後見制度は、認知症・知的障害・精神障害などで判断能力の不十分な人が不利益を被らないように家庭裁判所に申し立て、援助する人を選任し、金銭の管理や権利の保護をしてもらうという制度です。

ただし、費用などが必要になります。

●家庭裁判所への申し立てまでの手続き●



【問い合わせ先】

福祉サービス利用援助事業「かけはし」
(社会福祉協議会内)
権利擁護連携支援センター
高齢者福祉課
社会福祉課
各高齢者相談センター (P12)

電話 0848-63-0570
電話 0848-29-9000
電話 0848-67-6055
電話 0848-67-6058

三原市シルバー人材センター

三原市および国の助成を受けて運営されている公益社団法人です。60歳以上の会員が今まで培ってきた豊かな経験を活かして、日常生活における支援を行っています。利用料金は仕事内容によって異なりますので、まずはご相談ください。

シルバー人材センターの会員は、**こんな仕事をしています!!**

●技術を必要とする分野

植木の剪定、ふすま・障子・あみ戸の張替え、大工、左官、塗装

●サービス分野

福祉・家事援助サービス（家庭内の家事全般など）・育児支援サービス・外出の付き添い

●屋内外の一般作業分野

空き家管理、除草、草刈り、農作業、伐採、軽作業など

●折衝・外交分野

パンフレットの配布など

●管理分野

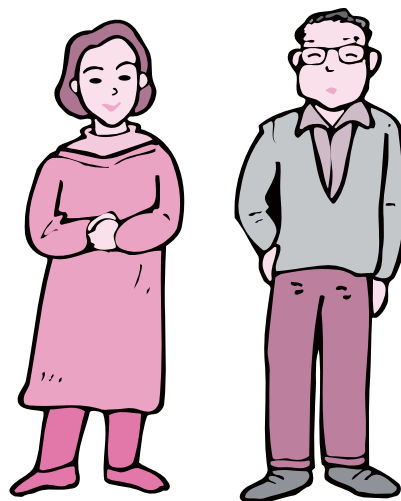
建物管理、駐車場・駐輪場などの施設管理

●事務分野

毛筆筆耕・宛名書き

●労働者派遣事業

臨時的・短期的および軽易な仕事の労働者派遣事業もやっています。



【問い合わせ先】

公益社団法人	三原市シルバー人材センター	電話 0848-63-2266
	本郷支所	電話 0848-86-5860
	久井支所	電話 0847-32-7123
	大和支所	電話 0847-34-2111

医療保険（国民健康保険）

（１）医療保険の種類

わが国では、国民が次のいずれかの医療保険に加入する^{かい}皆保険となっています。

医療保険	職域保険	被用者保険	一般被用者保険	健康保険	○全国健康保険協会管掌健康保険 ○組合管掌健康保険
			特定被用者保険	○国家公務員共済組合	
		○地方公務員等共済組合			
		○私立学校教職員共済組合			
	自営業者保険		○国民健康保険組合		
地域保険		○ 国民健康保険(国保) ○後期高齢者医療制度			

（２）国保に加入する人

職場の医療保険（健康保険や共済組合など）の加入者、一定の障害がある人で後期高齢者医療保険へ加入している人及び生活保護を受けられている人などを除いた75歳未満の人は、国保の加入者（被保険者）となります。

- お店などを経営している自営業の人
- 農業や漁業などを営んでいる人
- 退職して職場の健康保険をやめた人
- パートやアルバイトなどをしていて、職場の健康保険に加入していない人
- 3ヶ月を超えて日本に滞在するものと認められた外国人（在留資格による）

(3) こんなときには届出を

こんなときには必ず14日以内に届け出を

届出には、マイナンバーカード、またはマイナンバーが確認できる書類と本人確認書類もお持ちください。

	こんなとき	届出に必要なもの
国保に加入するとき	ほかの市町村から転入してきたとき	ほかの市町村の転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき	職場などの健康保険をやめた証明書(資格喪失証明書)
	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	被扶養者をはずれた証明書(資格喪失証明書)
	子どもが生まれたとき	母子健康手帳
	生活保護を受けなくなったとき	生活保護廃止決定通知書
国保をやめるとき	ほかの市町村に転出するとき	保険証
	職場の健康保険に入ったとき	国保と職場の健康保険の両方の保険証(後者が未交付の場合は加入したことを証明するもの)
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	
	国保の被保険者が死亡したとき	保険証・喪主のわかる書類・喪主の通帳
	生活保護を受けるようになったとき	保険証・生活保護開始決定通知書
	後期高齢者医療制度に加入したとき(65～74歳の人)	後期高齢者医療制度に加入したことを証明するもの・国保の保険証
その他	三原市内で住所が変わったとき	保険証
	世帯主や氏名が変わったとき	
	世帯がわかれたり、一緒になったりしたとき	
	就学のため、別に住所を定めるとき	保険証・在学を証明する書類
	保険証をなくしたとき(あるいは汚れて使えなくなったとき)	汚れて使えなくなった保険証

※ 保険証の交付：運転免許証など官公署の発行した顔写真付証明書で本人と確認できる場合は、手続き終了後交付します。それ以外は郵送します。

(4) 国保の給付

① 病気にかかったとき（療養の給付）

病気やけがをしたとき、医療機関等に保険証を提示すれば、診療、治療、薬剤や注射などの処置、入院および在宅療養などについて、次の年齢区分による負担で医療給付が受けられます。残りの額は国保が負担します。

自己負担割合

就学前まで	就学後から70歳未満	70歳以上75歳未満
2割	3割	2割 又は 3割 (現役並み所得者)

注) 入院時の食事代の標準負担額（自己負担額）は、別途負担していただきます。

●標準負担額（食事代）

入院中の食事代の一部負担金は、他の医療費とは別途で次のとおり定額自己負担となります。

一般（下記以外の人）		460円／1食あたり
市民税非課税世帯 低所得Ⅱ	過去12ヶ月の入院日数が90日まで	210円／1食あたり
	過去12ヶ月の入院日数が91日から	160円／1食あたり
低所得Ⅰ（世帯の所得が一定基準以下の70歳以上）		100円／1食あたり

- ・市民税非課税世帯の人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要となります。
- ・標準負担額は高額療養費の支給対象にはなりません。
- ・65歳以上の人療養病床に入院したときは、別に定める食事代と居住費を負担することになります。
- ・一般の人で指定難病患者、小児慢性特定疾病患者は260円／1食あたり。

② 医療費を全額自己負担したとき

やむを得ず保険証なしで診療を受けた場合や、医師の指示による治療用装具などについては、自己負担額を除いた額が療養費として後から支給されます。

●旅先などで保険証を持たず治療を受けたとき

【申請に必要なもの】

- ・ 保険証
- ・ 診療内容がわかるもの（診療報酬明細書等）
- ・ 領収書
- ・ 銀行等の口座番号などがわかるもの

●治療用装具（コルセット等の補装具）

【申請に必要なもの】

- ・ 保険証
- ・ 医師の診断書・装着適合証明書
- ・ 補装具等の明細書
- ・ 領収書
- ・ 銀行等の口座番号などがわかるもの

③被保険者が死亡したとき

被保険者が亡くなられたとき、葬祭執行者の申請により葬祭費として3万円が後から支給されます。

【申請に必要なもの】

- ・ 保険証
- ・ 葬祭執行者のわかる書類
- ・ 葬祭執行者の通帳

（5）高額療養費

自己負担が高額なとき

①70歳未満の人の自己負担限度額

同じ人が、同じ月内に同じ医療機関に支払った自己負担額が、次の表の限度額を超えた場合、申請すればその超えた分が後から支給されます。一般および上位所得者世帯は「限度額適用認定証」、市民税非課税世帯は「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関の窓口に提示することにより、自己負担限度額までの負担となります。認定証の交付は保険医療課へ申請してください。

〈自己負担限度額〉

所得区分	区分	自己負担限度額（月額）	4回目以降
上位所得者	ア	252,600円 + 医療費のうち842,000円を超える額の1%	140,100円
	イ	167,400円 + 医療費のうち558,000円を超える額の1%	93,000円
一般	ウ	80,100円 + 医療費のうち267,000円を超える額の1%	44,400円
	エ (市民税非課税世帯を除く)	57,600円	44,400円
市民税非課税世帯	オ	35,400円	24,600円

※「総所得金額等」＝総所得金額（収入総額－必要経費－給与所得控除－公的年金等控除等）－基礎控除。
所得の申告がない場合は上位所得者とみなされ、区分「ア」になります。

②70歳～75歳未満の人の自己負担限度額

同じ月内に医療機関へ支払ったすべての自己負担額が、次の表の限度額を超えた場合、申請すればその超えた分が後から支給されます。低所得Ⅰ・Ⅱの人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」を、現役並みⅠ・Ⅱの人は「限度額適用認定証」を医療機関の窓口に表示することにより、自己負担限度額までの負担となります。認定証の交付は保険医療課へ申請してください。

区 分	自己負担限度額（月額）	
	外来（個人）	入院＋外来（世帯）
現役並みⅢ課税所得690万以上	252,600円＋医療費のうち842,000円を超える額の1%（4回目以降140,100円）	
現役並みⅡ課税所得380万以上	167,400円＋医療費のうち558,000円を超える額の1%（4回目以降93,000円）	
現役並みⅠ課税所得145万以上	80,100円＋医療費のうち267,000円を超える額の1%（4回目以降44,400円）	
一 般	18,000円（年間144,000円上限）	57,600円（4回目以降44,400円）
低 Ⅱ	8,000円	24,600円
低 Ⅰ		15,000円

【高額療養費申請に必要なもの】

- ・高額療養費支給申請書 ・保険証 ・銀行等の口座番号などがわかるもの
- ・マイナンバーカードまたはマイナンバーが確認できる書類と本人確認書類
マイナンバーカードを健康保険証として利用できる（オンライン資格確認を導入している）医療機関では、本人が同意し、システムで区分が確認できれば、限度額適用認定証（又は限度額適用・標準負担額減額認定証）の提示は不要です。

ただし、次の場合は、保険医療課での申請及び医療機関への提示が必要です。

1. システムが導入されていない医療機関にかかる場合
2. 申請月以前12か月に90日を超える長期の入院をされていて、標準負担額（食事代）が減額の対象になる場合
3. 国民健康保険税の滞納がある世帯の場合

（6）特定疾病療養受療証

慢性腎不全および血友病等については同一医療機関に支払う一部負担金は、月額10,000円までとなります。（慢性腎不全の人で70歳未満の上位所得者は20,000円）

【対象者】

●人工透析が必要な慢性腎不全の人 等

【申請に必要なもの】

- ・特定疾病療養受療証交付申請書 ・保険証 ・医師の意見書（申請書に医師の意見欄があります。こちらを使ってください。） ・マイナンバーカード
またはマイナンバーが確認できる書類と本人確認書類

【問い合わせ先】

保険医療課 電話 0848-67-6050

後期高齢者医療制度

(1) 後期高齢者医療制度とは

75歳以上の人を対象とした医療保険制度で、都道府県単位の広域連合で運営されます。

(2) 対象となる人

- ・ 75歳以上の人
75歳の誕生日から資格を取得します。加入のための手続き等は不要です。
- ・ 65歳以上75歳未満で一定の障害のある人
障害認定申請をし、認定された日から資格を取得します。

(3) 被保険者証の交付

被保険者証は75歳の誕生日の前月に広島県後期高齢者医療広域連合から郵送されます。医療費の窓口負担は、「1割」、「2割」または「3割」です。

(4) 保険料の決め方と納め方

【広島県の保険料率】

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \hline 45,840\text{円}/\text{年} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline \text{賦課標準額} \times \text{所得割率} \\ \hline \text{8.67\%} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{一人当たりの} \\ \hline \text{保険料} \\ \hline \end{array}$$

(注1) 賦課標準額は、総所得金額等から基礎控除額（合計所得金額が2,400万円以下の場合43万円）を控除した金額です。

(注2) 保険料の最高限度額は66万円です。

(注3) 均等割額と所得割率は2年ごとに見直されます。

【保険料の納め方】

- ・ 保険料は、被保険者一人ごとに計算され、原則として年金から天引きされます。（口座振替の選択も可能）
- ・ 年金が一定額以下の方は納付書で納付していただきます。納期は7月から翌年2月までの8回です。口座振替による納付も可能です。

(5) こんなときには届出を

こんなとき	必要なもの
保険証などをなくしたとき	・ 本人であることを証明するもの（運転免許証・パスポートなど）
市民税非課税世帯の人が限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けるとき	・ 保険証

こんなとき	必要なもの
上記の内、区分Ⅱの人が、長期入院（過去1年間91日以上入院）に該当したとき	・保険証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・病院などが発行した入院期間がわかる領収書など
現役並み所得者Ⅰ又はⅡの人が限度額適用認定証の交付を受けるとき	・保険証
人工透析を必要とする慢性腎不全・血友病などの治療を受けるとき	・保険証 ・医師の意見書（不要な場合がありますので、ご相談ください）
一定の障害のある65～74歳の人が障害認定により後期高齢者医療制度へ加入希望されるとき	・加入前の保険証など ・確認書類（身障者手帳・療育手帳・精神障害者手帳・障害年金証書・転入前の認定証明書など）
障害認定の撤回を希望されるとき	・保険証
後期高齢者医療制度加入直前に、健保組合などの被扶養者であった人で、保険料が減額されていないとき	・保険組合等の被扶養者であったことがわかる資格喪失証明書

マイナンバーカードを健康保険証として利用できる（オンライン資格確認を導入している）医療機関では、本人が同意し、システムで区分が確認できれば、限度額適用認定証（又は限度額適用・標準負担額減額認定証）の提示は不要です。

ただし、次の場合は、保険医療課での申請及び医療機関への提示が必要です。

1. システムが導入されていない医療機関にかかる場合
2. 申請月以前12か月に90日を超える長期の入院をされていて、標準負担額（食事代）が減額の対象になる場合

（6）医療給付の支給手続

こんなとき	届出に必要なもの
	共通：保険証，通帳
旅先などで保険証を持たずに治療を受け、全額支払ったときなど	・診療（調剤）報酬明細書（レセプト） ・領収書
コルセットなどの治療用装具を購入したとき	・医師の診断書または意見書 ・装具装着証明書 ・治療用装具の内容がわかる領収書
輸血をしたとき（生血）	・医師の診断書または意見書 ・輸血用生血液受療証明書 ・血液提供者の領収書
柔道整復師の施術を受けたとき	・柔道整復師療養費支給申請書（施術師が施術証明したもの） ・領収書
はり・きゅう、あんま・マッサージを受けたとき	・療養費支給申請書（はり・きゅう、あんま・マッサージ用） （施術師が施術証明したもの） ・医師の同意書 ・領収書
医師の指示により、緊急の必要があり、移送されたとき	・医師の意見書 ・移送に要した費用の額を証明する書類 ・移送経路などがわかるもの ・マイナンバーカードまたはマイナンバーが確認できる書類と本人確認書類
海外で急病になり受診したとき	・診療内容の明細書（指定の様式） ・領収明細書（指定の様式） ・領収書 ・調査に関わる同意書 ・受診したときの渡航期間が記載されたパスポート ※外国語で作成されている書類は日本語の翻訳文が必要です。
被保険者が亡くなれば、葬祭費を請求するとき	・葬祭を行った人、被保険者及び葬祭執行日がわかる書類 （埋火葬許可証，会葬御礼状，葬祭の領収書など）

【問い合わせ先】

保険医療課 電話 0848-67-6056

避難行動要支援者避難支援事業

災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障害者の皆さんが、安全・確実に避難できるよう、地域での共助、及び福祉と防災の連携により避難支援体制づくりに取り組んでいます。

(1) 避難行動要支援者の対象となる人

在宅で生活するア～カの皆さんが要支援者としての対象となります。

※ほかにも、実態に応じて、対象になることもあります。家族などの支援が困難なため、非常時には周囲の助けがほしいと思われる人は、高齢者福祉課にご相談ください。

【障害のあるひと】

- ア 身体障害者手帳1級または2級を所有する人
- イ 療育手帳^①またはAを所有する人
- ウ 精神障害者保健福祉手帳1級を所有する人

【要介護のひと・高齢者】

- エ 介護保険の要介護3以上の人
- オ 75歳以上の一人暮らしの人
- カ 75歳以上の高齢者のみの世帯

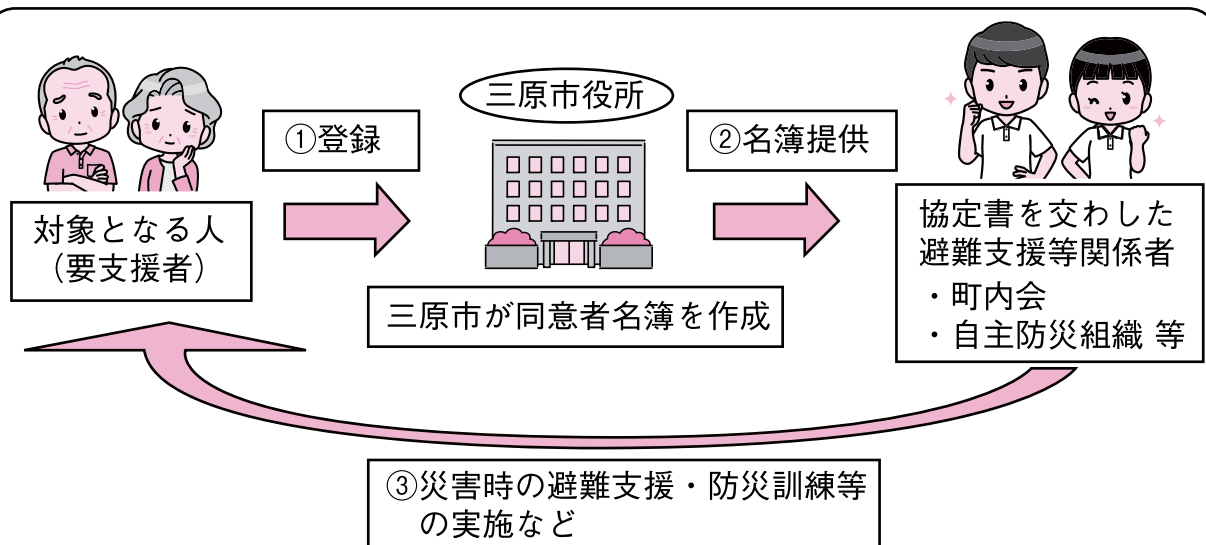


(2) 避難行動要支援者の同意登録について

避難行動要支援者のうち、地域への情報提供に同意された人の名簿を作成して、避難支援等関係者（自主防災組織、住民自治組織等）に提供しています。

提供を受ける避難支援等関係者は、市と個人情報の取扱いに関する協定を締結しています。

名簿の提供を受けた避難支援等関係者は、地域の実情に応じて避難支援体制づくりに取り組んでいます。



※ただし、この登録は災害時必ず避難の支援がされることを保証するものではありません。災害時に備えて、要支援者の把握と日ごろの防災訓練等に使用されます。

(3) 個別避難計画について

災害時に自力での避難が困難な高齢者や障害者の皆さんが、安全・確実に避難できるように個別避難計画の作成をすすめています。

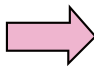
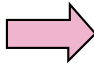
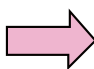
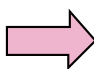
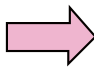
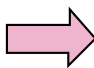
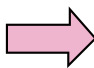
個別避難計画とは

災害時の避難に支援が必要な人が安全に避難できるように、一人ひとりについて必要な事項をまとめた計画です。掲載する内容は次のとおりです。

- ・ 避難行動要支援者の住所、氏名等の情報
- ・ 避難支援等実施者の氏名（個人名のほか自主防災組織、町内会名でもかまいません）
- ・ 避難所及び避難経路に関する事項
- ・ その他避難に関して必要な事項

(4) 避難の検討について

もしもの時のために、日頃から災害への備えをしておきましょう。

自宅が土砂災害や浸水の被害を受けるおそれがありますか		[被害を受けるおそれがあるときは] 自宅以外の避難先を考えましょう
地震や強風、豪雨などで自宅が壊れるおそれがありますか		[自宅が壊れるおそれがあるときは] 自宅の修理（耐震化）か自宅以外の避難先を考えましょう
自宅以外の場所へ避難する場合、自分で行くことができますか		[自分で行けないときは] 手助けしてほしいことを具体的に伝えましょう
災害時など買い物に行けないときのために、食べ物や飲み物を多めに用意していますか		普段から少し多めに買い置きし、消費した分だけ買い足す「ローリングストック」がおすすめです
避難するときに持っていくものは用意していますか (または、すぐ用意できるようにリストにするなどしていますか)		2泊3日分くらいのお泊りセットなどを普段から用意しておく、急な入院のときにも使えます
親族やかかりつけ医、ケアマネジャーなど緊急時に連絡する先をまとめていますか		他の人に連絡してもらうときのことを考えて、紙にまとめて書いておきましょう (情報の取り扱いには注意)
ペットがいる場合、非常持出用のペットの餌やケージを用意していますか		ペットを連れて行ける避難先を確認しておきましょう

【問い合わせ先】

高齢者福祉課 電話 0848-67-6055

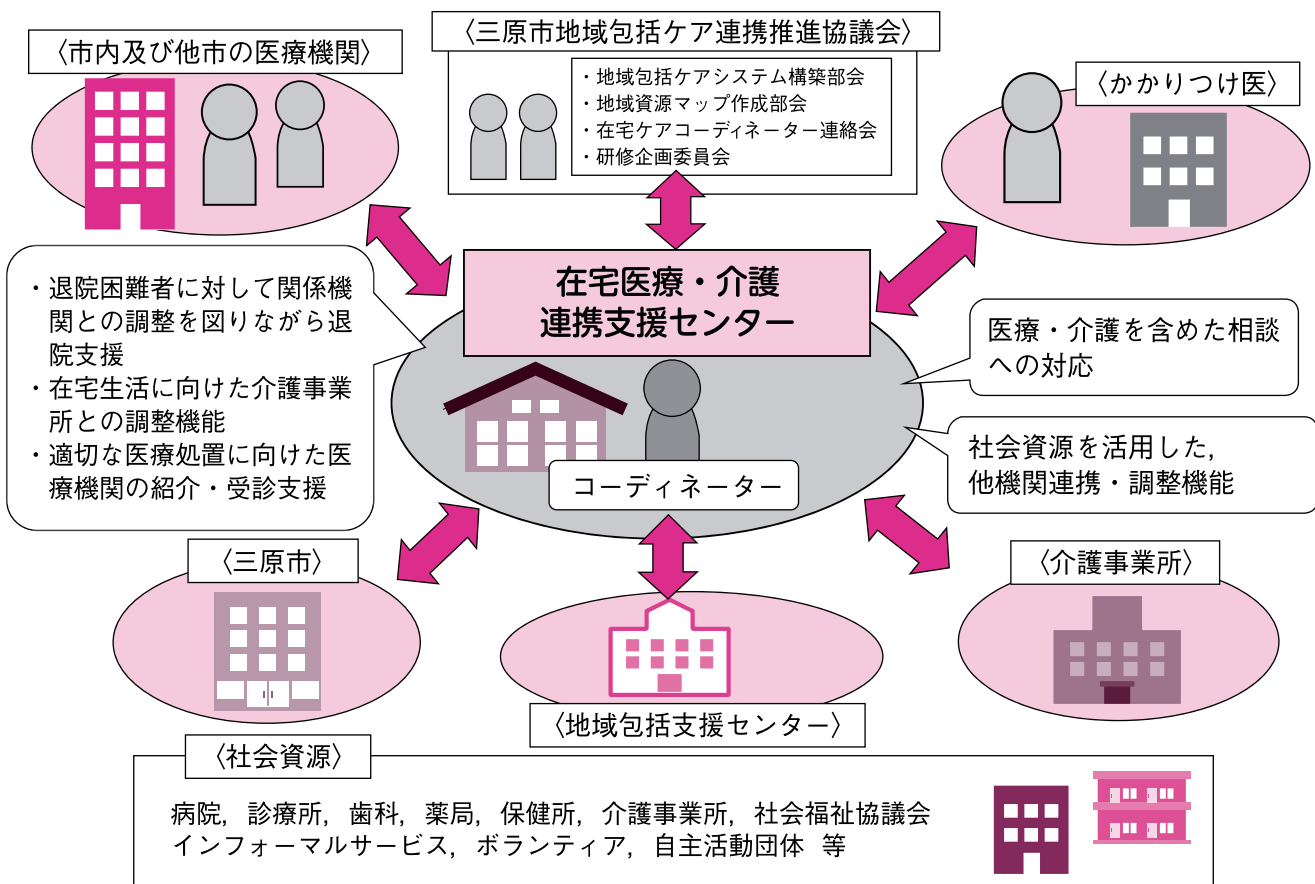
三原市在宅医療・介護連携支援センター

今後75歳以上の人口が急速に増大していく中で、住み慣れた場所で安心して医療と介護サービスを受け生活できる地域となるように、在宅医療と介護それぞれの関係機関の橋渡し役となり連携をサポートする活動を行っています。

☆主な業務内容

地域の医療・介護関係者、地域包括支援センターからの相談受付と情報提供
かかりつけ医のいないケースでの主治医の紹介

三原市在宅医療・介護連携支援センターの役割



【場所】

高齢者相談センター三原市医師会内
〒723-0051三原市宮浦1丁目15-16

【ご相談受付】

TEL : 0848-63-7100 FAX : 0848-63-7104
E-mail : houkatu@mihara-hiroshima-med.jp

【受付時間】

月～金曜日（祝日・年末年始除く）8：30～17：00



高齢者の生活・制度・介護などについてのご相談は

●高齢者相談センター

高齢者相談センター名	所在地	電話番号	FAX
高齢者相談センター どりいむ (三原市東部地域包括支援センター)	〒723-0003 中之町6丁目31-1(三原病院内) 担当地域 東町、館町、本町、港町、西町、宮沖、円一町、中之町、中之町南、駒ヶ原町、深町	0848-61-4410	0848-61-4420
高齢者相談センター 三 恵 苑 (三原市南部地域包括支援センター)	〒723-0014 城町3丁目7-1(介護老人保健施設三恵苑内) 担当地域 旭町、古浜、城町、糸崎、糸崎南、木原、鉢ヶ峰町、奥野山町、須波、須波西、須波ハイツ、幸崎能地、幸崎町能地、幸崎久和喜、幸崎渡瀬、鷺浦町	0848-63-6775	0848-63-1715
高齢者相談センター 三原市医師会 (三原市中央地域包括支援センター)	〒723-0051 宮浦1丁目15-16(三原市医師会病院西館内) 担当地域 宮浦、皆実、西宮、西野、頼兼、明神、田野浦町、田野浦、青葉台、登町、沖浦町、宗郷、和田、貝野町	0848-63-7100	0848-63-7104
高齢者相談センター 大 空 (三原市西部地域包括支援センター)	〒729-0414 下北方1丁目6-5(本郷中央病院北東側) 担当地域 小坂町、長谷、沼田、新倉、沼田東町、小泉町、沼田西町、高坂町、本郷町、本郷南、本郷北、下北方、南方	0848-86-2450	0848-86-2485
高齢者相談センター はーもにー (三原市北部地域包括支援センター)	〒722-1412 久井町和草1906-1(久井保健福祉センター内) 担当地域 八幡町、久井町(全域)、大和町(全域)	0847-32-5007	0847-32-5017

●高齢者相談窓口

名称	所在地	電話番号	FAX
高齢者相談窓口 すなみ荘	〒723-0035 須波ハイツ2丁目26-27 担当地域 高齢者相談センター三恵苑の担当地域と同様	0848-69-3269	0848-69-1479
高齢者相談窓口 三原慶雲寮	〒723-0131 小坂町1550 担当地域 高齢者相談センター大空の担当地域と同様	0848-66-2100	0848-66-3601
高齢者相談窓口 だ い わ	〒729-1321 大和町和木1538-1 担当地域 高齢者相談センターはーもにーの担当地域と同様	0847-34-1214	0847-35-3020

●三原市保健福祉課 保健サービスに関すること 電話 **0848-67-6061**

●三原市高齢者福祉課 介護保険に関すること 電話 **0848-67-6240**
介護予防事業、生活支援など 電話 **0848-67-6055**

●三原市障害者福祉課 障害者福祉サービスなど 電話 **0848-67-6060**

●社会福祉法人 **三原市社会福祉協議会** 電話 **0848-63-0570**
FAX **0848-63-0599**

- ・三原市社協 本郷地域センター 電話 **0848-86-3607**
- ・三原市社協 久井地域センター 電話 **0847-32-7101**
- ・三原市社協 大和地域センター 電話 **0847-34-1214**

注意事項

- くわしくは各事業所へおたずねください。
- 広島県内の事業所は、広島県のホームページで検索できます。

発行：三原市 保健福祉部 高齢者福祉課
〒723-8601 三原市港町三丁目5番1号
☎0848-67-6240 FAX0848-64-2130



この印刷物は環境にやさしい植物性大豆インキを使用しています。